

日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER

PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第 22 卷第 3 号

2017 年 1 月 15 日

もくじ

- 巻頭言 時のタペストリーと平和
 ~『光のノスタルジア／真珠のボタン』に寄せて~ 黒田俊郎 2
- 2016 年度秋季研究大会概要 3
- 分科会報告 13
- 地区研究会報告 22
- 日本平和学会第 22 期役員一覧 24
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 25

巻頭言 時のタペストリーと平和～『光のノスタルジア／真珠のボタン』に寄せて～ 黒田俊郎（第22期副会長）

新潟市のダウンタウンにシネウィンドという名前の市民映画館がある。1985年開業の名画座で、首都圏などで上映された良質の劇映画やドキュメンタリーを半年から一年遅れで上映する新潟で暮らすシネフィルたちにとっては欠かすことができない映画館である。今年の夏から秋にかけても『ディストラクション・ベイビーズ』『オマールの壁』『シリア・モナムール』といった優れた作品がラインナップされた。なかでもひととき印象深かったのがチリの名匠パトリシオ・グスマンの『光のノスタルジア』と『真珠のボタン』二部作であった。ご覧になったかたも多いと思うが、『チリの闘い』三部作で名高いグスマン監督がアジェンデ政権崩壊後40年をへて綴った私的でありながらも普遍的な射程をもつ作品であり、現代世界における平和の意味を考えるうえでさまざまな示唆を与えてくれる珠玉の映像詩である。

映画の舞台は、南米大陸の西海岸を南北に長く延びるチリの国土の北端と南端に位置するアタカマ砂漠（『光のノスタルジア』）と西パタゴニア（『真珠のボタン』）である。アタカマ砂漠の高地は、地上でもっとも乾燥したその気候ゆえに世界中から天文学者が集う場所であると同時に、古代人のミイラが発掘され、銅や硝石の鉱山労働者たちの亡骸が手つかずのまま残る場所でもある。天文台に隣接して先コロンブス時代の遺跡とチャブコ収容所跡がある。前者の岩壁にはリャマや人物を描いた古代画が残り、後者は19世紀の広大な硝石工場の労働者宿舎をそのまま利用したピノチェット政権時代の政治犯収容所である。天文学者たちが遠い銀河に宇宙と生命の起源を探る傍らで、行方不明になった肉親の遺骨を捜して砂漠を掘りかえす女性たちがいる。ピノチェット政権下で政治犯として捕らわれ殺された人びとの遺体がここに埋まっているからである。

1970年、サルバドール・アジェンデが大統領選に勝利し、チリは世界史上初の選挙で成立した社会主義政権をもったが、1973年9月11日、軍事クーデタが勃発、アジェンデは政府宮殿で死亡し、以後18年間ピノチェット軍事政権がチリを支配した。多くの人びとが独裁政権下で拉致・殺害された。遺体は、砂漠に埋められたり、二度と浮かびあがることのないように鋼鉄のレールを括りつけられて海中に投下されたりした。望遠鏡が映し出す星雲の数々がスクリーンに明滅し、立ち並ぶ天文台のかなたにはアンデスの山々が見える。そして1990年6月に発見され、数多の遺体が発掘されたピサグワ集団墓地のモノクロ映像が挿入される。1万年前、アタカマ砂漠に初めて住んだ人びとは海で洗われた小石を集め、星から多くの知恵を学び、死者の埋葬を夜に行った。考古学者たちは古代人の骨やミイラを集め、分類し、古文書を解読するように研究し、博物館に宝物のように保管している。一方で、ピノチェット時代の膨大な数の行方不明者の遺体は、ただ段ボール箱に入れられたまま倉庫のなかに放置されている。街々の広場の壁に貼られた行方不明者の写真は、痛み、黄ばんで剥がれつつある。

天文学の時間と考古学の時間、チリ現代史とグスマン監督の個人史（子どもの頃の星空への憧憬）がアタカマの星の煌めきと砂漠を渡る風のなかで交錯して織りなす時のタペストリー。『光のノスタルジア』は、命の儚さと尊さ、歴史の尊厳と不条理を語って尽きることがない。そして『真珠のボタン』では、そこに人類学の時間が付

加されるのである。世界最大の群島、チリ南端の西パタゴニアには、無数の島嶼、岩礁、峡湾（フィヨルド）が存在し、海の遊動民（ノマド）が暮らしていた。カウエスカル、セルクナム、アオニケン、ハウシュ、ヤマナである。19世紀には8000人が暮らしたが、いまはわずか20名を残すのみである。彼らの運命を語るグスマン監督のナレーションには、命への畏れと暴虐への怒りが宿り、終映後も、その透明な哀しみと平和への祈りは、木霊のように観客に纏いつき離れない。

“人間は死んだ後、星に生まれ変わると彼らは信じていた。1883年、入植者たちが到来した。何世紀も水と星とともに生きてきたインディオはその世界が崩壊する悲劇に直面する。チリ政府は入植者たちを支援して「インディオは墮落している」と批判、「羊を盗む野蛮人だ」と。伝道本部が置かれたドーソン島に多くのインディオが避難した。そして信仰と言語とカヌーを奪われた。彼らが着させられた古着には文明が持ち込んだ病原菌が付着していた。それが原因で50年以内にほとんどが病気で死んだ。生き残った者たちは「先住民狩り」の犠牲になった。牧畜業者は犂丸一つに1ポンドの報奨金を払った。”

映画は、文明化の実験のため、真珠のボタンと交換で英国に連れていかれた四人のインディオのうちの一人、ジェミー・ボタンと名づけられた男の生涯を語る。

“ジェミーは船員の服を着せられた。イギリス人とともにジェミーは1年以上見知らぬ世界で暮らした。石器時代から産業革命の時代へ航海したのだ。数千年先の未来に行って、数千年後の過去へと戻った。紳士になったジェミー・ボタンを艦長はパタゴニアに連れ戻した。故郷の地に足をつけると、彼はすぐに洋服を脱いだ。かつての自分には戻れなかった。”

時が流れ、ピノチェット政権時代、ドーソン島には強制収容所が秘密裏に建設され、拉致された人びとは胸にレールを括りつけられて海中に投げられた。裁判記録によると、その数は、生きていた者も死んでいた者もふくめて、1200体から1400体にのぼるといふ。そして40年後、レールの一つが引き上げられる。

“レールをよく眺めると他にも遺された物があった。一個のボタンが付着していたのだ。そこにいた誰かが遺した唯一の形見だ。ジェミー・ボタンは真珠のボタンと引き替えに祖国と自由を奪われた。そして人生もだ。彼は故郷の島に帰っても昔の自分には戻れなかった。自分が生まれた場所にながら、追放者だった。二つのボタンは同じ物語を伝えている。奪われし者たちの歴史だ。ほかにも多くのボタンが海底に眠っているだろう。・・・水には記憶があると言われていた。水には声もあると私は信じている。水に近づいてみれば、インディオや行方不明者の声を聴くことができるだろう。”

【参照文献】『光のノスタルジア／真珠のボタン』

（岩波ホール、エキブ・ド・シネマ 207）

2016年度秋季研究集会概要

大会テーマ： 軌む平和を立て直す——グローバル/ローカルな知と実践に学ぶ

部会1 「ポスト・オバマ時代の日米安保体制と東アジア—対米従属相対化の可能性」

報告：永山茂樹（東海大学）

「安保法制と日米同盟の行方—東アジアの現状を踏まえて」

報告：白井聡（京都精華大学）

「永続敗戦レジームにおける日米安保体制」

報告：猿田佐世（新外交イニシアティブ（ND）事務局長・弁護士）

「日米安保体制克服に向けた方法論—『新外交イニシアティブ』の意義」

司会・討論：麻生多聞（鳴門教育大学）

本部会では麻生多聞（鳴門教育大学）の司会のもと、3本の単独報告が行われた。討論者については、これを李鍾元会員（早稲田大学）に依頼し承諾をいただいていたが、当日連絡なく欠席されたため、司会の麻生が急遽討論者を兼ねる形となった。

まず永山茂樹会員が、「近い将来において日米同盟はどうなるのか／なりうるのか」を東アジアの現状を踏まえつつ憲法学の見地から考察する報告を行った。日米同盟が従来以上に非対称的・恒常的・非限定的な軍事同盟へとシフト（深化）しつつある現状を確認し、かような同盟枠組の中で自衛隊が負う役割をめぐる2つの規定要因として、米国の戦略と中国・北朝鮮の対応が挙げられ、さらに第3の要因として、①東南アジア諸国のあり方（中国の西太平洋への進出と④国同盟の双方を警戒）、②日米同盟の矛盾を押しつけられた地域における市民の反応（地域の自治権確立と一体化した反軍事的市民運動の展開）、③現行の政治システムの中でマイノリティにとどまる諸価値（極端なグローバル化ではなく適度のグローバル化を重視する意識）が挙げられ、特に③が「中央」的意識に浸透することの可能性と意義が説かれた。

報告後、日本国が主権を失い国際社会で主権国家として振る舞えず、また国民が内政で主権者の権利を行使できないという「二重の意味で国民が主権を奪われた現状」を踏まえ、国内における「周辺」的意識が「周辺」を脱し、「多数」「中央」的意識に浸透する可能性をめぐる具体的展望等を巡って討論が行われた。

次に、白井聡氏の報告は、「在日米軍の存在目的をめぐる国民的コンセンサスの不在」から出発し、まずは、日米安保を捉える際に必要な2つの視点、すなわち日米安保の機能・性格が変化してきたことを踏まえた歴史的視点と、複数の主体（日本、米国、周辺国）の立場から見た視点の重要性が説かれた。往々にして「日本の立場から見た日米安保」という意味づけに終始しがちな日本の国内議論を憂慮する報告者は、日米安保体制の「確立の時代」、「安定の時代」、「自己目的化の時代」を経て、冷戦末期・終焉そして現在に至り、対米従属が自己目的化してしまったことを指摘する。現在の日米安保体制は、その情緒化、盲目的対米追従の原理化、共通的の創出（中国）といった意味において把握されるべきであ

り、これを幅広く国民に認識させることの重要性が強調された。

報告後、国民に広く漠然と共有される「米軍は日本防衛のために駐留している」という「誤った見解」の存在は、報告者により不在とされるコンセンサスとは言えないのか、日米安保を過度に単純化して捉えるという誤謬に陥ることを避けるために必要な2つの視点を日本国民の多くに共有させるにはどうすればよいか、等について討論が行われた。

第3に猿田佐世氏の報告は、米国首都ワシントンにおけるシステム、およびワシントンにおいて対日外交に関わる日米のステークホルダーのあり様に焦点を絞り、日米安保体制を維持してきた「日米外交のシステム」を分析するものであった。日本の政策推進における「ワシントンの拡声器効果」を前提としつつ、対日外交に関わるアクターとしてのシンクタンク、知日派コミュニティ、ロビイスト、在ワシントン日本メディアのあり様にそれぞれ光が当てられ、そこでは「資金力がある者の声のみが届く」という形で、偏った影響力の行使が見られることが強調された。それが「拡声器効果」により「米国」のペールをまもって強い影響力を日本に与えるという一種のブーメラン効果が指摘され、リベラル勢力による積極的な米国外交への働きかけという課題が指摘された。

報告後、政治的リソースを活用した方法論への猿田氏の認識や、米国最大の反戦・平和団体のナショナルセンターであるUFPPJ等との連携の可能性等について討論が行われた。

3名の報告者に共通していたのは、日米安保体制のあり方がとりわけ冷戦期と比較して変質していることを踏まえた上での、対米従属の相対化が望ましいという認識であった。それにもかかわらず、立憲主義を軽視し、自己目的化した対米従属を推進する政権が強固に維持される現状をいかにして打破すべきかという方法論をめぐって、各界の代表的な論者3名による問題提起をもとに実践的な討議が出来たのではないかと考える。

（麻生多聞）

部会2：ラウンドテーブル「多摩地域発 平和な社会づくりにむけた挑戦」（開催校企画）

パネリスト：＜多摩市発＞ 山川勇一郎（たまエンパワー株式会社）

「都市部における市民発電事業モデルをつくる」

パネリスト：＜川崎市発＞ 渡辺賢二（明治大学平和教育登戸研究所資料館）

「戦後70年過ぎて甦る登戸研究所——戦争遺跡を保存・活用し平和教育の拠点へ」

パネリスト：<日野市発> 伊藤勲（認定NPO法人「やまぼうし」）

「やまぼうし『共に生き・働く場づくり』のアプローチ——満蒙開拓団拓務訓練所から障害児者施設七生福祉園への歴史を踏まえて」

パネリスト：<立川市発> 江頭晃子（市民アーカイブ多摩）

「市民活動の足跡を未来につなぐ 市民活動資料センターの誕生」

司会/進行：熊本博之（明星大学）・竹峰誠一郎（明星大学）

「地域貢献」「域学連携」など、大学と地域の連携が叫ばれている。それは上からの大学改革のなかで、人文社会系の学問の軽視とも連動している点は当然批判していく必要がある。しかし、狭義のアカデミズムの枠に閉じこもらず、平和な社会づくりへの志向性をもって展開してきた平和学にとって、「地域貢献」や「域学連携」の推奨は、新たなチャンスの到来とも捉えられる。ただそこには、平和学会の会員が、所属している大学、あるいは生活の場など足元の地域社会に、もっと目を向ける必要があろう。そこで開催校として東京都日野市の明星大学周辺の地域社会に目を向けた企画を立案した。明星大学周辺の多摩地域で展開されている、平和な社会づくりにつながる4名の実践報告を手掛かりに部会は展開した。

最初に、3.11 福島第一原発事故に衝撃を受け、電気のあり方を見つめ直し、2013 年地元・多摩市に U ターンした山川勇一郎氏に報告を頂いた。山川氏は、地元に戻り、地域住民が主体となった自然エネルギー事業に参画した。まず「多摩電力合同会社」副代表として、市民ファンドによる屋根貸し太陽光発電事業を13 施設に手掛けた。さらに一般社団法人「多摩循環型エネルギー協会」理事として、大学生対象の人材育成プログラムの立ち上げ、運営などにも携わってきた。

そのうえで、電力システム改革の動向を見据え、売電事業から自家消費型へと事業を組み替え、2015 年4 月、仲間と共に「たまエンパワー(株)」を設立し、山川氏は代表取締役に就く。社会変革の視点を持ちつつ、ビジネスベースで進める挑戦に、山川氏は踏み出したのである。「東京にこそ再エネが必要だ」と、都市がエネルギーを自給する可能性を拓く取り組みを進める。エネルギー自給を目指す首都圏の個人、団体、企業の支援事業に取り組む。「大学はエネルギー消費が大きく、省エネを含め、エネルギーの取り組みを進める余地が、大学にはまだまだある」と山川氏は指摘した。

次に、川崎市で「地域から戦争を見つめよう」と、埋もれていた陸軍登戸研究所の歴史を高校生や市民と共に掘り起こし、資料館設立までこぎつけた渡辺賢二氏に報告を頂いた。登戸研究所は、秘密戦遂行のための科学研究所であり、陸軍の研究所のなかで最大の予算規模を誇り、1000 名の所員を抱える最大組織であった。しかし、極秘機関で軍の法規にも消されていた。敗戦時にも証拠隠滅が図られ、関係者は敗戦後も固く口を閉ざしていた。

そうしたなか「高校生と一緒に取り組まなければ、登戸研究所の存在は世に出なかった」と、渡辺氏は指摘する。高校教員であった渡辺氏は、わずかな手掛かりを糸口に、1985 年から高校生と共に、地道に登戸研究所の調査を進めた。そしてついには、所員の方にも会うことができた。しかし、当初は大人に「何も話すことはない」と元職員は口を閉ざしていた。だが、高校生が聞くと、「墓場まで持っていく」としていたことを証言してくれるようになった。中国本土で毒物の人体実験をしたことも所員は語り始めた。

渡辺氏は地道な調査を、元所員、高校生、市民、研究

者らと共に進め、登戸研究所の存在と価値を浮き彫りにするとともに、登戸研究所の跡地に立つ明治大学とも連携を築いてきた。そして2010 年、明治大学に現存する登戸研究所の研究施設であった建物を保存活用して、資料館の開館にこぎつけた。「登戸研究所の元職員が、失われた青春を取り戻す場として、さらに、『科学が戦争に動員されたときどうなるのかを学んでほしい』と、明治大学に資料館の開設を要請したことが大きかった」と、渡辺氏は指摘する。

資料館は「明治大学平和教育登戸研究所資料館」と名付けられた。当時の学長の発案で、資料館の名称に「平和教育」が加えられた。秘められていた戦争の裏側をみつめ、大学と地域社会が連携し、歴史教育・平和教育・科学教育を進める場として、明治大学は1 億数千万の予算を組んで、同資料館は開設された。3 名の学芸員を擁し、資料館を拠点に、在学生対象にも授業が展開されている。資料館は、水曜～土曜まで無料で公開され、中高生をふくめ、年間5 万5 千人ほどが訪れている。「是非一度訪れてほしい」と、渡辺氏は会場に呼び掛けた。

続いて、日野市を拠点に、障害者とともに生き、働くまちづくりを進める、地元の NPO 法人「やまぼうし」の理事長を務める伊藤勲氏に報告をいただいた。「福祉＝平和なのか」と伊藤氏は問いかけて報告を始めた。都職員になった伊藤氏にとって最初の福祉の仕事が、明星大学に隣接する「七生福祉園」であった。1970 年代、「戦後はもはや終わった」と言われる時代であったが、200 名を超える知的障害の子どもたちが大部屋雑居で、学校にも行くことはなく、劣悪な環境の下で暮らしていた。隔離収容型施設で、在宅地域で生活できない人たちを施設に収容し、保護し、指導訓練して、自立をする、それが福祉法の目的であったが、200 人くらいの子どものうち就職はわずか5-6 人で、大半は施設から出られず、成人施設に行く。「これが福祉だった」と、伊藤氏は指摘する。

七生福祉園は戦前から施設はあった。満蒙開拓団拓務訓練所であり、1939 年に開設された。昭和大恐慌の不況のなか、生活困窮者の対策として満州開拓が推進され、2300 人が開拓義勇軍として大陸に送られた。「生活困窮者を救済する福祉政策だった」と、伊藤氏は指摘した。

終戦後、戦災孤児の受け入れ施設となったのちに、七生福祉園は精神薄弱児施設に転用された。伊藤氏が勤め始めたころは、開拓団時代の建物をまだそのまま利用していた。当時、子どもの命を支えていた40 代の寮母さんは、戦争未亡人であった。

以上の体験を原点に据えて伊藤氏は、都庁の職員を早期退職し、2001 年に NPO 法人やまぼうしを立ち上げた。「よりよい施設づくり」ではなく、障害者の一人ひとりが生活の主人公であり、地域の隔離型施設から地域に出て、失われた青春を取り戻していく活動をしてきた。地域の中で地域に暮らす場、働く場、そして今はターミナルケアの場を作る挑戦をしている。「障害者のためというよりも、誰もが安心して暮らしていくまちづくり」をしているのだと、伊藤氏は力説する。「地域を変え、行

政の発想を変え、政策提言だけでなく、自ら動いて具体的な姿を見せることが重要だ」とも、伊藤氏は説く。

地域社会で地道に積み重ねられてきた、平和な社会に向けた足跡をどうやって未来につないでいけばいいのでしょうか。立川市では、市民活動の足跡を未来につなぐ、市民活動資料センターが 2014 年に誕生した。「市民アーカイブ多摩」である。その取り組みについて最後に、江頭晃子氏に報告を頂いた。

市民アーカイブ多摩には、市民活動団体が発刊する会報誌や通信、チラシなどが集められ、整理保存され、公開されている。市民アーカイブ多摩は 3 年目であるが、開館までには長い道のりがあった。1972 年美濃郡都知事のもと、住民の自治意識や連帯意識を育もうと、東京都立社会教育会館のなかで「市民活動サービスセンター」が開設され、市民活動資料の収集と公開が始まった。しかし 2002 年、石原都知事の下で、同センターは廃止され、江頭氏をはじめとする非常勤職員も職を失うとともに、これまで収集してきた市民活動資料が廃棄される危機となった。ダンボール約 500 箱にも及ぶ量であった。

そうしたなか、江頭氏らは反対運動を起こしたが、東京都の対応を変えさせるのは難しく、他の自治体に資料の引き取りを求めた。しかし、いずれの自治体も実現には至らなかった。そこで議論の末、資料センターを自分たちで開設することを決断し、2010 年に募金の呼びかけを始めた。市民活動資料の危機が広く伝わるなか、法政大学環境アーカイブと出会い、2011 年同大学に市民活動資料 500 箱は寄託された。だが、2002 年以降、現在進行形で生み出される市民活動資料を収集する拠点が必要であった。そこで、募金活動で集まったお金で、2014 年市民アーカイブ多摩が開館するに至ったのである。

市民アーカイブ多摩は、多様な市民活動団体が発刊するミニコミと出合える場所である。現場・生活、地域からの発信であり、マスコミよりも早く情報を発信する速報性があると、ミニコミの魅力を江頭氏は語る。さらに、ミニコミには、自分らしく生きるヒントがあり、「ミニコミに教えられた」と江頭氏は語る。「資料がなければ市民活動の歴史は残らない、チラシ 1 枚でもよみがえる市民活動の足跡がある」、「あなたの主張や問題意識を形に残して」、「市民活動が産み出した資料は捨てないで、捨てる前に一度相談して」と、江頭氏は会場に呼びかけた。

続いて熊本会員から、「平和を実現する上で、地域社会、ひいては市民社会が力を持つことの重要性を強く感じた」などのコメントが寄せられ、質問がそれぞれに寄せられた。会場から寄せられた質問ともあわせて、パネリスト相互で議論が深められた。

やまぼうしの伊藤氏からは、自身の実践を踏まえた熱いコメントが寄せられた。やまぼうしは、重度障害者の人が、施設でもっぱら保護の対象とされ、ただ与えられて生かされるのは嫌だ、仕事がないんだったら、自分たちで仕事を作ればいいのだと、「おちかわや」という八百屋さんを始めたことに始まり、今もその理念が受け継がれている。「障害者は、『何もできない人』ではない。

多くの障害者が社会的な育ちの場を失われ、能力主義の下で『できない』と自己規定させられているのだ。『健常者』と『障害者』は必ずしも明確に分けられない。障害者のおかげで、自分が気づかせてもらっているんだ」と伊藤氏は笑った。そして最後に、津久井やまゆり園事件に言及し、「『その人たちは生きている意味がない』という犯人の発想は彼だけではなく、多くの人の中に潜在的にあるものではないか」と、伊藤氏は会場に問いかけた。

「おちかわや」のチラシは、市民活動資料として記録されている。そのチラシを基に、「働くということは権利なんだ、どう社会に関わるのかということなのだ」と、市民アーカイブ多摩の江頭氏は非常勤先の学生に語り掛けるという。「地域資料は、行政資料だけでなく、市民活動を残す意識を培って」、「来館してください。開館日以外でも相談に応じます。ミニコミに触れて、卒論を書く際にも活用して」と、市民アーカイブ多摩の活用を、江頭氏は訴えた。

資料館が建設されたその意義について、登戸研究所の渡辺氏は「資料館ができたことで、資料が新たに集まってくる。拠点ができて、登戸研究所に新たな息を吹き返した」と指摘した。そして継承活動と平和教育の結びつきに関して、「自らが調査、学習、そしてまとめるなかで、自分の地域でどうだったのかを知り、『私の街から戦争が見えた』。その過程で市民力がついて、騙されないで見抜く、ゴマされない、平和を作る力がついてきた」と渡辺氏は語った。

たまエンパワーの山川氏からは、太陽光パネルの処理問題に関して、「技術的には処理できるが、適正に回収されて、処理をする制度設計が今は確立されておらず、課題である。またメンテが重要」と指摘した。また、「原発と石炭火力に頼らずエネルギー供給は可能なのか、それは何年くらいで実現するのか」などと聞くだけでなく、「それに向けて行動しなくては実現しない。どの活動でもそうであるが、時間はかかるが、夢を持ちながら腰を据えてやっていくことが大切だ」と、山川氏は発言した。

明星大学は多摩ニュータウンとも隣接する。多摩ニュータウン開発で反対して残った、東京の酪農の発祥の地で、「農をもっと身近に」と、20 代の新規就農家の新たな挑戦が始まっている。部会のその後に開催された懇親会では、若き農家集団 FIO が育てた無農薬、無化学肥料の野菜がふるまわれた。また昼のお弁当は、やまぼうしから注文をした。食という点でも地域の方々にご協力を頂いた。

今回の部会企画で登壇していただいた 4 名の方々、また懇親会や弁当で食を提供いただいた方々に改めて感謝申し上げます。おかげさまで、平和学の射程を拡げ、地域の暮らしの中から創りだされてきた平和に光をあて、地域社会と平和学会をつなぐ平和学会となりました。これからも地域社会の営みに学ぶ目を持った平和学会を追求していきたい。

(竹峰誠一郎)

部会 3 「芸術文化と平和 クンストとしての音楽の可能性」

報告：横山純（フォトグラファー）

「Grime と "Consciousness" の再興 10 代のグライムアーティストとの対話から」

報告：田中公一朗（音楽評論、上智大学）

「EDM とコスモポリタニズム PLUR と音楽の暴力性」

報告：半澤朝彦（明治学院大学）

「西洋音楽による平和活動の功罪 エル・システマ、サイード=バレンボイム・プロジェクトなど」

司会兼討論：芝崎厚士（駒澤大学）

本部会では上記3氏より報告をいただいた。討論者は当初水越真紀氏に依頼し承諾を得ていたものの、当日連絡なく欠席されたため、司会の芝崎が討論者を兼ねた。

第一報告は横山純氏によるもので、イギリスでここ10年ほどのあいだに黒人の若者を中心に広く支持されるようになったラップ・ミュージックの一形態であるグライムに関する報告であった。横山氏は、研究者としてのトレーニングを下敷きしつつ、フォトグラファーとして映像・画像撮影をすることを契機にイギリスでフィールドワークを重ねた成果を、日常性やフーコーの概念なども援用しつつ、音楽、映像を駆使しながらご報告下さった。

第二報告は田中公一郎氏によるもので、2011年頃をきっかけにしてここ数年世界的にヒットしているEDM（エレクトロカル・ダンス・ミュージック）と、その背景にあるPLUR（peace, love, unity, respect）という概念についての報告であった。田中氏は、実際のEDMの作成のプロセスを実演するとともに、フロリダでのフェスティバルでのフィールドワークの成果も踏まえつつ、コスモポリタニズムの表れとしてのEDMにおける精神と行動について、やはり音楽、映像を駆使しつつご報告いただいた。

第三報告は半澤朝彦氏によるもので、該博な西洋音楽史の知識ならびに演奏者としての豊富な経験をもとに、近代西洋の帝国主義と西洋音楽の発展の関係にかんする

グローバルな歴史的展開過程という問題設定を基礎に起き、「音」ないし「音楽」と人間、ないしは権力との複雑かつ強固な関係を鋭く指摘する報告となった。

司会兼討論者からは、グライムやEDMにおける、クンストとしての音楽の平和に対する両義性をどのように解釈するべきか、または西洋音楽と権力との関係をいかに脱却しうるかといった問題提起を行った。フロアからは、平和と音楽を関連付ける活動、またはその逆に音楽が紛争や戦争や権力的行為に関連付けられてしまう活動に関する実際の見聞や経験を持った多様な立場からのコメントを頂戴した。

奇しくもポップ・ディランがノーベル文学賞を受賞した直後に開催された本部会は、音楽と平和の関連を明示的に押し出したという意味では平和学会の歴史の中でもほとんど先例のないユニークなセッションとなった。予想を上回る参加者の皆様のご出席をいただくと同時に、予想をよい意味で裏切るような示唆に富む議論が多数生まれたことは企画担当者としては望外の喜びであった。今後も、音楽ないし「音」が人間の理性や感情に対してもっている両義的な作用や、西洋音楽ないしは特定の宗教・文化に密着した「音」のもつ普遍性や個別性について十分配慮しながら、本学会において音楽や「音」の視点から平和を考察する機会が継続的に生まれることを願っている。

（芝崎厚士）

部会4 「税と平和—『パナマ文書』の闇に光を照射する」

報告：三木義一（青山学院大学）

「パナマ文書から見るタックス・ヘイブンの実態と問題」

報告：津田久美子（北海道大学大学院博士課程）

「タックス・ヘイブン問題の解決に向けて—構造的要因と対抗策の検討」

報告：奥山俊宏（朝日新聞編集委員）

「パナマ文書と国際調査報道ジャーナリスト連合—内部告発、調査報道、社会の反応、それらの連鎖」

司会：討論：上村雄彦（横浜国立大学）

2016年4月、世界に衝撃が走った。国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）とその提携先の報道機関が、パナマの法律事務所から漏洩した顧客情報に基づく報道を世界で一斉に始めたのである。ロシアのプーチン大統領の側近、中国の習近平国家主席の親族、俳優のジャッキー・チェンなど著名な政治家や経営者、セレブがタックス・ヘイブンを秘密裏に使っている実態が明るみとなり、アイスランドの首相は、その座を追われることとなった。

この「パナマ文書」が明らかにしたのは、タックス・ヘイブンの問題である。タックス・ヘイブンは、富裕層や大企業に富を集中させ、格差を広げているばかりではなく、「貧しい」途上国から「豊かな」先進国へ大量の資本を逃避させている。また、タックス・ヘイブンが提供する秘匿性により、マネーロンダリングが横行し、紛争、テロ、犯罪という火に油を注いでいる。つまり、タックス・ヘイブンは、ガルトウングのいう「構造的暴力」の中核の一つなのである。

さらに、この問題は公平性・公正性の問題も投げかけている。なぜなら大多数の国民は、源泉徴収で納税する一方、富裕層や大企業はタックス・ヘイブンを通じて税

を逃れる結果、そのしわ寄せが庶民に来ているからである。公平性・公正性は税の根幹であり、それが歪められていることは、税によって成り立つ社会の危機でもある。

以上の問題意識から、本部会は、タックス・ヘイブンの実態と問題点、その解決策を議論し、ジャーナリストや市民社会の役割を探るべく、第一線で活躍されている3名の方に登壇いただいた。

まず、日本における税法の権威である三木義一氏による報告は、血税とは兵役のことを意味していたことなど、徴税や国債の発行が国家の戦争につながってきた歴史的経緯などに触れつつ、税と平和の関係を明らかにすることからスタートした。続いて「パナマ文書」を通じて照射されたタックス・ヘイブンの実態と問題点を具体的に浮き彫りにした。タックス・ヘイブんに秘匿されている巨額の資産、日本の企業も相当の額をタックス・ヘイブンに設立された企業に投資をしていること、OECDが進めているBEPS（税源浸食と利益移転）対策や規制の限界などである。

また、なぜパナマ文書にアメリカの著名な富裕層や企業、日本の政治家の名前が出てきていないのかという点について、アメリカの場合は主たるタックス・ヘイブン

としてデラウェア州が使われていること、日本の場合は政治家の資金管理団体が実質的なタックス・ヘイブンになっていることなどが指摘された。解決策として、「いちごっこ」となる規制よりも、通貨取引税などの税制を通じた方策の方が望ましいという提言で結ばれた。

次に、欧州金融取引税の政治的側面を研究している津田久美子会員から、タックス・ヘイブンの問題をグローバル社会の構造から読み解く報告がなされた。すなわち、現在ヒト、モノ、情報、経済、そして何よりも金融のグローバル化による「統合」が進展する一方で、課税しない権利も含めて課税主権が各国家に属し、国際社会はこのような主権によって「分断」されたままになっていること、その中でタックス・ヘイブンは主権を富裕層や企業に「売り渡し」、巨額の税逃れを手助けしていることが明示された。

その上で、そうであるならば解決策は、一方でグローバル化・統合に対するグローバル租税機関の設立であり、他方でタックス・ヘイブンの「主権の商業化」が各国の「課税主権」を侵害していることを倫理的に訴えることにあるとの主張がなされた。最後に、現実には実施されている航空券連帯税や欧州で議論されている金融取引税のガヴァナンスのあり方は、タックス・ヘイブン対策の今後に大いに参考になるとされた。

最後に、朝日新聞編集委員であり、ICIJ のメンバーである奥山俊宏氏に、調査報道がタックス・ヘイブン問題をどのように明らかにしてきたかという観点から報告をいただいた。タックス・ヘイブンに関する国際社会の問題意識の深まりと ICIJ を中心とする調査報道との関係を提示しつつ、鍵の一つは、まずは内部告発であり、それが調査報道によって裏付けられて広く公表され、社会で反響を呼び起こし、その結果がさらなる内部告発を呼び起こし、報道され、社会に影響を与えるという連鎖が生じていると指摘された。

以上 3 つの報告の後、討論者から、まず三木報告に対して、タックス・ヘイブン対策として規制ではなく通貨取引税が提唱されていたことについて、それがどの程度タックス・ヘイブンの解決につながるのかという質問が投げかけられた。次に、津田報告については、報告の中で触れられていた「代表なくして課税なし」という論理を逆手にとって、グローバルな課税に対するグローバルな代表としての「世界政府」や「グローバル議会」のような構想を正当化できないかとの質問が出された。最後に、奥山報告については、パナマ文書でもっと著名人の名前などが出てくる可能性があるのか、日本で調査報道を活発にするにはどうしたらよいのかという質問が提示された。

最初の点については、実は通貨取引税そのものの実現自体が相当むずかしいが、それでも税制という規制より穏健な手段の方が効果的であり得るとの返答がなされた。

次に、確かにグローバルなレベルでの実質的な「代表」は金融業界であり、彼らの力があまりにも強すぎることで、ただ、それでも世界政府のような代表のあり方よりも、上述した航空券連帯税の税収で運営されている UNITAID（国際医薬品購入ファシリティ）のガヴァナンスのあり方の方が望ましいではないかとのコメントがなされた。最後の質問に対しては、パナマ文書からまだまだ名前が出てくる可能性がないとは断定できないこと、日本では調査報道は相当頑張っているとの答弁がなされた。

これらの議論の後、フロアとの質疑応答が行われた。まず、スノーデン事件とパナマ文書の関係、次に租税回避を規制するための法的措置のあり方、第三に、日本の政治家の失脚の背後にアメリカの影響がなかったのかという質問が出された。最初の点は、大量の電子ファイルがジャーナリストに提供されたという点で似た側面があること、2 点目については、現代は租税回避を行うのが同族会社ではなく、大企業になってきているので、今までのような規制では対応できなくなっていること、また、国家間の連携が必要になってきている、との指摘があった。3 点目については、アメリカの公文書を見ている限り、アメリカ政府が意図して日本の政治家を失脚させようとしたことを示すに足る証拠は見当たらないことが述べられた。

最後に、報告者全員に対して、どうすれば日本においてタックス・ヘイブンの問題に関心を持ってもらえるかという質問が出された。税金や金融の問題は一般市民には理解がむずかしいことが関心が広まらない大きな原因ではあるが、それでも公文書がしっかり公開され、リーマンショックのような危機やスキャンダルが起これば話題になるし、社会運動も起こりうるということが指摘された。そして、より根源的な点として、日本が憲法で「納税は義務である」と規定していることが問題との指摘がなされた。その結果、「税は取られるもの、払いたくないもの」、「減税する政治家は良い政治家」という意識が醸成されることとなった。本来税は、政府にしてもらいたいことをやらせるために支払う対価であり、納税者こそ主権者である。その意識が育たないまま今まで至ったことが、日本の大きな問題であることが共有された。

本部会には、30 名を超える参加者があり、上記のような活発かつ本質的な議論が行われ、大変有意義な部会になったと考える。平和学会の中で税の問題を取り上げるのは、まったく新しい試みであったが、ぜひ時宜を見て第 2 弾ができればと考える次第である。

(上村雄彦)

部会 5 「東電原発事故 問われぬ加害責任—水俣の『教訓』も踏まえて」（3.11 プロジェクト委員会企画）

報告：武藤類子（福島原発訴訟団団長）

「原発事故は終わらない—福島からの報告」

報告：海渡雄一（福島原発訴訟団弁護団）

「福島原発事故の刑事・民事責任を問う裁判の現状と課題」

討論：清水奈名子（宇都宮大学）

横山正樹（フェリス学院大学）

司会：平井朗（立教大学）

この部会は、東電原発事故の加害責任を問うことの意味を考えるために企画した。この事故が巨大産業公害事件として水俣病事件と比較した場合、同事件では①環境汚染による人的被害を起こしたこと、②対策を怠り、被害を拡大させたこと、③補償を部分的かつ不十分にしか行わなかったこと、の三つの無責任・無作為が、加害企業と行政に問われた。加害責任が問われ、裁かれ、応分の処罰と十分な補償が行われることこそが、加害の再発を防ぎ、私たちの世代が次世代への責任を果たすためにも不可欠である。この水俣の教訓もかかわらず、東電原発事故の5年間、上記三点の教訓が活かされてきたとは言えず、同様の無責任が繰り返されている。さらに、核利用を進め、電力を享受してきた私たち自身の責任の所在も問われてこなかった。私たち世代の責任を果たすべく、東電原発事故の加害責任を問う当事者の活動を、さまざまな視点から問い直した。

第一報告者、武藤氏は福島第一原発の現状から話し始めた。高線量のため誰も近づけない場所が沢山ある構内に溜まり続け漏れ続ける汚染水、破たんした凍土壁。市街地にも、民家の庭にも溢れる除染廃棄物。そんな中、放射能安全プロパガンダが繰り返される。いつの間にか除染基準を1mSv/年から20mSv/年に引き上げられ、「避難解除」地域で我慢して生活するという帰還政策である。被害者は連帯し、団結して国・県と交渉しようとしているが県が応じない状況がある。

これほどの被害を生み出しながら誰も事故の責任を問われず、被害者は救済されず切り捨てられようとする現状に告訴団の人びとはついに立ち上がった。「事故により引き裂かれた私たちが再びつながり、力と尊厳を取り戻すこと」「この国に生きるひとりひとりが大切にされず誰かの犠牲を強いる社会を変えること」、これらは自分たちと同じような被害を二度と繰り返さないための「被害者の責任」だという。

第二報告者の海渡氏は、弁護士の立場からこの訴訟の経緯、重要な争点とともに今後の展望について報告した。福島原発訴訟団が提起している事件は、第一次告訴：武藤・武黒・勝俣の東電役員3名、第二次告訴：保安院と東電幹部（土木グループ）、汚染水告発：東電広瀬社長ら旧・現幹部32名、の3つである。このうち2015年の第二次告訴は既に不起訴が決定、2012年の第一次告訴は二度の不起訴と検察審査会への申し立て、起訴議決を経て2016年2月29日ついに検察官役の指定弁護士による業務上過失致死傷容疑の強制起訴に至った。この起訴議決に決定的な新証拠があるという。それは「津波は予想していなかった、想定外」が嘘であること。つまり、東電は2007年12月の段階で、福島沖でも大きな地震と津波が起きる可能性を踏まえ、対策を取らねばならないという方針を決めていた。2008年3月には15.7メートルの津波が来るという試算が出て6月には津波対策案がまとまり、10メートルの地盤の上に10メートルの防潮堤を建てる計画が立てられた。しかし、武藤副社長がその1ヶ月後に、数百億円の費用がかかることと、津波が来たら原発も危険だと住民が反発して原子炉をストップしなければならなくなることを回避するために、防潮堤建設をしないと決めた。すべきかどうか迷ったから対策しなかったのではなく、対策する計画だったのに止めたということだ。これは決定的な違いで有罪の証拠になるものだ。しかも、さらに問題なのはこの「新証拠」の内容は、政府事故調も検察庁も知っていたはずなのに隠蔽されていたことであり、このような原子カムラの情

報隠蔽を検察審査会の市民の正義が打ち破ったのだという。この隠蔽についてはマスメディアにはまったく取り上げられず、逆に有罪は難しいという凄まじいキャンペーンが行われているので、裁判を支えるさらなる市民のネットワークが必要だと強調された。

討論者の清水会員は、現住地である栃木も放射能に汚染されながらそれを口にすると風評とされる人権侵害の中、研究者としてのあり方を反省した。産業公害としての水俣と福島をはじめとする原発事故被災地を結ぶ手がかりとして佐藤嘉幸氏、田口卓臣氏ら哲学者、文学者による論考『脱原発の哲学』を紹介しそこに現れる類似性を指摘した。戦前から戦後へと連続し変わらぬ無責任で反省を取らない体制を国民もきちんと追及できない。さらに、この被害者や市民が分断され声を上げられず絶望的な状況の中で研究者ができることは何か、国際的核構造の強大さに打ちひしがれて安全神話に乗ってしまうという人たちにどう向き合うのかという質問が投げかけられた。

討論者の横山会員は、「専門家の役割に注意しなければならない。そうしないと目眩ましに使われてしまう」ことや、二度と被害を繰り返さないために、政策決定への被害者の参加の重要性を強調した原田正純医師の言葉を紹介した。一方で巨大水俣事件との違いもある。水俣の前には同様の巨大産業公害事件が無かったのでその解決や補償、患者認定などが非常に難しかったのに対して、原発事故では放射能被害は既にいろいろ知見があって、予測可能であったにもかかわらず起きてしまったこと。もう一つは時代の違い。高度成長に先行する時代に発生し経済成長と共に被害を拡大した水俣病。いま低成長も怪しいなか注目される安全保障、そこに結びついて核政策として語られる原発。5年経つ中で表面化する被害の過小評価、また因果関係を曖昧にして補償を減らすために基準を厳しくするようなことを突破するために有効な手段が裁判闘争だ。責任を取らせることは重要だが、元通りになる訳ではないので補償も重要。地域を限定したり過小評価したりするのを許さないことも含めて裁判闘争は重要な意義を持つ。そこで海渡氏に対して、水俣では多くの裁判で勝っているが、原発は安全保障に結び付き、国策の中核にかかるもので過去の裁判結果も厳しいが、原発訴訟をどうとらえるか？また武藤氏には、水俣病の経験からすれば同様の公害事件が国内外で繰り返されてきた。いま原発輸出と結び付けて危惧される「繰り返さないこと」を具体化するために発するメッセージは？という質問が発せられた。

これらに対して武藤氏からは、大学教員・研究者が若者に自分が一員である社会は自分で変えられることを示すこと、甲状腺以外の検査・調査の実施を望むこと。また告訴団の続ける被害者集会、被害者自身が被害を語ることが重要。15000人中7000人の被害陳述書を得、うち福島の50人分を本にして英訳もした。これらは被害者自身が見つめ直して一歩踏み出すためにも有効で、理不尽な被害に遭った被害者であるという認識を毎日持ち続けたいという応答がなされた。

海渡氏からは、研究者には自分のような実務者にはできない息の長い調査研究を望むとともに、教育者として接する次世代に生きるヒントを与えて欲しい。実は3.11前に原発関連で原告が勝った裁判は二つしかなく、その一つであるもんじゅ訴訟に聞かれた。でも3.11前は市民の中にも研究者の中にも味方の殆どいない大変な裁判だった。3.11直前には浜岡訴訟に酷い判決で負けたばかりで鬱状態だった。しかし今は次々に勝っている。これ

からも勝ち続ける。訴訟だけでなく新潟県知事選で、たった数週間であつた柏崎健発再稼働反対の候補者が勝つたのも、原発はまっぴら御免という 70% の人びとが分っているからだ。そこから 15% の原発嫌だけど経済優先で仕方がないという人たちを引いても 55% の多数派だ。原子力に関しては相当の地殻変動が起きている。ただ、福島原子力発電所のようなものは、原子力と共に暮らせという死の宗教のようなものが蔓延の地域になってしまっている。復興という言葉で金縛りになってしまっているような状態であるという応答がなされた。

以降、フロアからの質問に対して、武藤氏からは環境省などによる子ども向けリスクコミュニケーション（リスコミ）の微妙な誤魔化しや、子どもを健康被害から防護する方法、とくに保養を国で制度化すべきことなどが応答された。また海渡氏からは、検察は必死の捜査で起

訴できるだけの証拠を集めながら、起訴しないと決められたから不起訴となって証拠は検察審査会の委員が見るまではどこかに眠っていた。どこかに隠した人がいる。それらを明らかにする検察官役の指定弁護士は検察官同等の権限と権能を持っており、非常に有能でフェアな人物だが、すべての証拠は既に揃っていて隠されていただけで、これから新たに探すことはないと思われる、等々積極的な議論が展開された。被害者の方々が補償や住宅支援を打ち切られて帰還を迫られるなか、東電原発訴訟の展望が具体的に開ける部会となった。「復興」の強制に対抗するためにも、加害責任にかかる事実を明らかにすることこそ必要であることが、あらためて明らかにされた。

(平井朗)

自由論題部会 1 (単独報告)

報告：柏崎正憲 (東京外国語大学)

「入国管理のセキュリティ化の日本の特徴」

討論：前田幸男 (創価大学)

報告：小阪真也 (立命館大学)

「移行期の正義の継承：国際刑事法廷の現代的位相と残存 (residual) メカニズムへの要請」

討論：二村まどか (法政大学)

報告：藤井広重 (東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程)

「国連 PKO 文民の保護マנדートにおける文民要員の重要性：国連南スーダン共和国ミッションの教訓からの考察」

討論：井上実佳 (広島修道大学)

司会：二村まどか (法政大学)

本部会は自由論題部会であり、三名の会員より単独報告がなされた。それぞれの報告に対しては、個別の討論者より考察・コメントがなされた。

一人目柏崎正憲会員の報告は、日本における入国管理の特徴を「セキュリティ化」の観点から考察するものであった。まず日本の入国管理のセキュリティ化について、1990年代に警察および入管当局内、そして2000年代に公的レベルにおいて、入国・在留管理と警察主導の治安対策との相互浸透が展開することで進んだと説明された。その背景として、1980年代後半の新来外国人の増加とそれに伴うセキュリティ認識や犯罪観の変化があったことは、他国における移民のセキュリティ化と比較可能だが、日本の特徴として重要なのは、戦前から続く治安優先の入管体制の再確立を目指す、伝統的な安全保障観に基づく動きがあったこととの考察がなされた。この連続性を問うことは、日本の入管体制における人権保障の問題を見るうえでも必要との指摘もなされた。

討論者の前田幸男会員からは、日本の入管政策の異質性を指摘するコメントとともに、以下の指摘があった。一つ目は、Securityization の訳として「セキュリティ化」はふさわしくない、「安全保障問題化」あるいは「安全保障体制の強化」と訳しわけるべきであり、政策の変化、特に言説を見るのであれば後者が適切との指摘である。二つ目は、外国人の取り締まり強化、つまり犯罪の厳罰化が、なぜ2000年以降に起っているのか、さらなる説明がほしいというものである。三つ目は、逆コースの評価について、その説明と解釈に対するコメントである。四つ目に、戦前から続く治安優先の入管体制は、突き詰めると国体の話につながるのではないかと指摘があり、そこに関する分析・説明がほしいとのコメントがあった。

二人目小阪真也会員の報告は、国際刑事法廷の残存メカニズムを取り上げ、移行期正義の継承について分析を試みたものであった。まず、ユーゴ・ルワンダ国際刑事法廷とシエラレオネ特別法廷後の取り組みとして設立された残存メカニズムの背景とその機能が説明された。その上で、過去のニュルンベルク・東京裁判後には同様の取り組みがなかったことが指摘され、国際社会が国際刑事法廷の活動や機能の継承を試みることの新規性が強調された。この動きの背景として、前身となった国際刑事法廷と平和構築政策との連関、国際刑事法の発展、人権規範の進展などの要因が挙げられ、これらの要因は同時に現在の国際刑事法廷の在り方を見るうえでも重要な要素であることも指摘された。

討論者の二村まどか会員からは、日本の学会ではまだ正面から取り上げられていないテーマを扱った本報告の意義と評価に対して、以下のコメントがあった。一つ目に、残存メカニズムの分析を通して、「移行期正義後」に焦点を当てることの意義が評価された。と同時に、移行期と移行期後の活動が果たして(どのように)異なるのかについてはさらなる考察が必要との指摘もなされた。二つ目に、報告タイトルとの関連で、本報告の分析が移行期正義の他のメカニズム(とくに真実究明)に対してどのような意味を持つのか、説明がほしいとのコメントがあった。三つ目に、「移行期正義とは何か」について議論がある中、「継承すべき遺産は何か」についても必ずしも自明ではない、単なる政策の継承でいいのか、アウトリーチがより重要となるのではないかと指摘があった。

三人目藤井広重会員の報告は、国連 PKO の文民要員が抱える問題について、南スーダンにおける PKO (国連南スーダン共和国ミッション: UNMISS) を事例に考

察するものであった。南スーダン政府を支援する国づくりを主たる任務としていた UNMISS は、2013 年 12 月の暴力再発を機に、政府や反政府勢力の暴力からの文民保護を主たる任務に抱えることになり、国内避難民に対する保護措置として POC（文民の保護）サイトに取り組みことになる。報告では、緊急・一時的措置として取り組まれた POC サイトが長期化し、人道支援任務やサイト内での犯罪への対応など新たな課題を生み出すことになったこと、その結果 UNMISS が、本来の任務を十分に果たせないだけでなく、現場の文民要員の役割も拡大・変化しているとの考察があった。報告では、日本からの文民派遣は、国連 PKO の現場では柔軟な対応が迫られることも踏まえて、検討されるべきとの指摘もなされた。

討論者の井上実佳会員からは、PKO の政策が現場の状況を後追いしている現実があるとの指摘があったうえで、以下のコメントがなされた。一つ目が、PKO が何をすべきか（するべきでないか）は、加盟国の政治的決

断によるという点であり、その上で、POC サイトにおける文民要員の働きを決めているのは誰かという問いがあった。二つ目に、PKO における役割分担において、どの国がどのような人材を文民要員として提供しているのか、その質は保証されているのかについての問いがなされた。三つ目として、文民要員と軍人要員との協力の必要性が指摘されたうえで、文民要員とその他のアクター、特に保護すべき国内避難民との関係がどのようなものかについて、文民要員の安全性・正当性の観点から問いがなされた。

三つの報告は単独報告であったが、討論者の井上会員も指摘したように、どれも国際社会における法（法秩序）と個人との関係をめぐる問題を内包したものであり、部会全体としてテーマ・問題意識を共有することができたように思われる。参加者からの質問も活発になされ、報告での考察がさらに深化・発展していく様子が見られた。（二村まどか）

自由論題部会 2 「国家、（無）国籍、そして人間」（パッケージ企画）

報告：陳天璽（早稲田大学）

「国籍、パスポートと人間」

報告：秋山肇（日本学術振興会特別研究員・国際基督教大学大学院）

「国際法における無国籍の予防と日本の国籍法」

報告：新垣修（国際基督教大学）

「国籍の剥奪と安全保障化」

討論：佐藤安信（東京大学）

司会：阿部浩己（神奈川大学）

国家の構成員たる資格を指し示す「国籍」は、個人のアイデンティティの形成に大いなる影響を及ぼす要因である一方で、国家の安全保障と密接に結びつき政治的に操作されてきたものでもある。平和学の観点から暴力なき世界を構想するにあたり、国籍という制度のもつ暴力性とその解放可能性を批判的に考察する必要性はますます強まっているといえる。そうした「国籍」の諸相を「無国籍」の観点から解き明かす 3 つの刺激的な報告に、討論者のコメントと会場から寄せられた多くの質問が複層的に交差して、本部会には濃密な言説空間が作りあげられた。

まず第 1 報告者の陳天璽は、専門の文化人類学的手法を駆使し、「国籍、パスポートと人間」と題する報告を行った。日本社会の現実に関心し分け入る陳は、無国籍者の全体像を 5 つに分類するとともに、身分証明書や在留カードといった諸制度が無国籍者のアイデンティティと実生活に深甚なる影響を及ぼしていることを実証的に解き明かす。とりわけ身分証明書の不正確さが無国籍者の排除・可視化をもたらしていることを憂慮する陳は、国籍制度を自明視する思考態度を批判的に見つめ直す必要性を説く。

第 2 報告者の秋山肇は、「国際法における無国籍の予防と日本の国籍法」というタイトルのもと、無国籍削減条約に焦点をあて、未締結の条約が国家の行動を規制し得る可能性を分析した。秋山が着目するのは、女性差別撤廃条約の締結に際して行われた 1981～84 年の法制審議会国籍法部会における審議である。これまで顧みられることがなかった関連資料を丹念に辿ることにより、未締結の無国籍削減条約が、「西欧」の立法基準であったことから、国籍法改正作業の過程で当初から重要な参照枠として機能していた様が浮き彫りにされた。

第 3 報告者の新垣修は、安全保障化の相が深まる国籍の実態を「国籍の剥奪と安全保障化」と題する報告の中でダイナミックに描き出した。9・11 以降の「新時代の脅威」を受けて、自国民の国籍（市民権）を剥奪する政府の権限が強化されている。とりわけ英国では、2014 年の法改正により、無国籍の発生すら阻害要因にならぬ市民権剥奪権限が内務大臣に与えられるまでになった。のみならず、翌年には自国民の排除を可能とする法も整備されている。例外状態の常態化を背景に推進されるこうした「復古的」といふべき措置に抗するため、新垣は脱安全保障化に向けた理路を提示し、差別・貧困の連鎖を根源的に直視すべきことを訴える。

以上の報告について討論者の佐藤安信からコメントがあり、会場からも質問が多数寄せられた。まず、陳報告については、佐藤から、果たして無国籍アイデンティティはあるのか、国籍から自由になれる人はいるのか、とのコメントがあった。文化人類学的なケーススタディからは、実際国籍取得を望まないケースが日本に在住する白系ロシア人やタイの山岳民族にみられることが紹介された。また、会場からは、人権保障を担保する機能を持つ国籍を相対化するためには、それに代わる法制度が必要であるがなにか提案はあるのか、とのコメントが寄せられた。これについては、国籍が無くとも、居住地の住民であることで享受できるサービスなど、違う形のメンバーシップ制度が新たに設計されても良いのではないかととの応答がなされた。

秋山報告については、国籍法検討の際に国内のいかなるアクターによる影響が見られるのか、という質問があり、法制審議会において重国籍者の母の会に聞き取りが行われたとの回答がなされた。また、無国籍削減条約が法務省によって意識化されていたことを指摘する意義に

についての疑問が、従来指摘されてこなかった、日本における無国籍削減条約の検討を明らかにするものであることに意義を見出せるが、その含意については今後の検討課題であることも確認された。

新垣報告については、佐藤より、英国政府の国籍剥奪権強化を制約する国際規範の可能性についての議論はないのか、との問いがあった。これに対しては、同国を直に拘束する国籍剥奪禁止規定が実定法上限られているので、そのような議論は現段階で限定的であるとの回答がなされた。また会場からは、国籍の脱安全保障化推進のためには何が必要か、との問いがあった。(脱)安全保障化においてはオーディエンスの反応が決定的に重要であるが、彼らの思考が国内だけで完結されるとは限られないので、国境を意識しない連帯が今後の鍵になるのではないかと、との応答がなされた。

このほか、ナンセン・パスポートの現代的可能性について、討論者の佐藤が解説を加えた。

報告者と会場とのさらなるやりとりの時間を確保できなかったことが心残りであるが、「無/国籍」への平和学的関心の広がりを実感できる場であった。今回の議論をいっそう深めていく機会を設けられればという思いを共有しつつ本セッションを閉じた。

(阿部浩己)

自由論題部会 3

報告：名嘉憲夫（東洋英和女学院大学）

「政治学的観点から考える安倍政権による『9・17 安保法制強行採決』の性格——“リーガル・クーデター”概念の提案」

討論：小林誠（お茶の水女子大学）

報告：岡野内正（法政大学）

「人類遺産相続基金共同体と歴史的正義回復審判所の設置を実現するために」

討論：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

報告：平林今日子（京都大学）

「セミパラチンスク地区住民の核実験に対する認識について——疾患・障がいを持つ子どもとその保護者に対するインタビューより」

討論：藍原寛子（ジャーナリスト Japan Perspective News 株式会社）

司会：小林誠（お茶の水女子大学）

この部会では小林誠（お茶の水女子大学）の司会のもと、3つの単独報告が行われた。最初に名嘉会員が、安倍晋三政権の安全保障法制と集団的自衛権解禁に関わる一連の過程を現代に特異なものとして抽出する分析枠組みを指定する斬新な議論を行った。まず革命やクーデターといった大きな概念を整理したうえで、「策動クー」（違法・脱法のさまざまな策動行動の積み重ね）を定義した。これには、2011年のシャロンの政権獲得、2012年の石原都知事の策動とそれに連動した衆議院選挙などが含まれる。また策動クーによる憲法体制の変更の方法として、違法な解釈改憲、違法な法令の強行裁決などの「リーガル・クーデター」という概念が提示された。これには1954年の韓国の憲法改正、1935年の天皇機関説事件などが含まれる。言うまでもなく、安倍政権の安保法制はここで言うリーガル・クーデターにほかならない。

この報告では小林が討論者を兼ねた。革命やクーデター概念のそれぞれの概念について、時代区分や指標について疑義が出されたが、これについて報告者は理念型モデルであるので例外があると回答した。報告と討論を通じ、安全保障法制が憲法体制を破壊することについて議論する重要性が浮き彫りになったと言える。

次の岡野内報告の前提は、昨今あまり使われなくなった階級分析を行う必要があるという認識である。今日、会社や金融機関どうしの株式相互持ち合いを通じ、グローバルな企業集団が資産の中核を保有して相続するようになっていく。その一方で、資産を略奪的に奪われた多数の人々が残されている。こうした階級支配を終わらせ、格差問題を解決するために構想されたのが、人類遺産相続基金である。これはグローバル企業株式を人類

遺産として共同・均分相続して基金を作り、グローバル企業の議決権決定の50%以上を捻出させるものである。さらに基金を用いて歴史的正義回復審判所を設置し、加害者・被害者双方が参加して調査・謝罪・補償を進めることも提案される。実に大胆な試みと言えるだろう。

これに対し、討論者の佐伯奈津子会員（名古屋学院大学）は、構想へのさまざまな困難を指摘した。新機関に大国が参加しないと実効性に限界が生じる。またアチエに見られたように現地住民が利益をめぐって団結を失うこともある。これに対し報告者は、多々の困難があることを認めつつ、議論するだけでなく実践を行う必要性を強調した。

最後の平林報告は、セミパラチンスクにおける障がい・疾患を持つ子どもを対象とした9件のインタビューに基づく実に貴重なものであった。セミパラチンスク（今日ではカザフスタン共和国）では1949年の初のソ連核実験から1989年の停止まで40年間で400回以上の核実験が行われ、地域住民に甚大な被害をもたらした。調査は日本の被爆に関して開発された方法を取り入れたインタビューを通じて行われ、障がい・疾患が核実験由来のものか、あるいはそうでないのかについての認識を、医師と当事者の双方の観点からまとめている。これらの認識にも、また当事者が置かれた医療や社会保障などの状況にも、それぞれかなりの違いが見られた。

討論者の藍原寛子会員（Japan Perspective News）は、福島原発事故と比較しながら、実験場を意味する「ポリゴン」概念が語られる特殊な意味合いに注目する一方、医者による科学的所見と障がい・疾患当事者との認識の違いについて示唆を加えた。報告者は、ソ連支配

に対する住民の記憶のニュアンスについて印象を付け加えた。

これら 3 つの報告は共通のプラットフォームの上に議論が設定されたわけではもちろんない。論点は多岐に渡る。とはいえ、いずれも鋭気あふれる報告であり、共通

して今日の平和研究の最先端の課題を示していると言えるだろう。

(小林誠)

ワークショップ 「レイシズムにさよならする方法: 防止マニュアル作りを通じてレイシズムを考える」

(平和教育プロジェクト委員会企画)

ファシリテーター: ロニー・アレクサンダー(神戸大学)、杉田明宏(大東文化大学)、鈴木晶(横浜サイエンスフロンティア高校)、高部優子(Be-Production)、暉峻僚三(川崎市平和館)、堀芳枝(恵泉女学園大学)

平和教育プロジェクト委員会では、秋季集会において、近年日本社会において深刻な問題となっている、ヘイトスピーチも念頭に置いたワークショップを実施した。

まずアイスブレイキングとして「集団意識を意識する」ワークショップを行った。参加者には目を閉じ外側を向いて円形に立ってもらい、ファシリテーターが数色のシールを参加者のひたいに貼ってゆく。その後、目を開けてもらい「グループを作ってください」という指令の下、参加者が集団を作るというもののだが、参加者は何を基準としたグループなのかを一切伝えられていないにもかかわらず、みんなお互いのひたいに貼られたシールの色でグループの仲間を探しており、ヒトの群意識を再認識するアイスブレイキングとなった。

アイスブレイキングの後は、まず、本人の意思では変えられないか変えることが難しい属性に対して発生する差別行為の中でも、特に民族や国籍への属性に対して発生するレイシズムを対象とするワークショップであることが説明された。

手順としては、まず第 1 部として、1) どのようなレイシズムが起きているかを出し合う、2) 出てきたケースは、誰に対して、どのような場で、何をしているのかをポストイットに色分けする、3) グループで出されたようなレイシズムを無くす、または減らすには「何を禁止すれば良いか」をマニュアルとして作ってゆく、という 3 つをグループワークで行った。沖縄で機動隊員による土人発言や、寿司店における韓国人旅行者への嫌がらせなどが話題になった直後という事もあり、「ヘイトシティ大阪」など多くの興味深いキーワードが出された。参加者を 3 グループに分けての実施だったが、在日コリアンのような数世代にわたって日本社会で暮らしてきた人々、アイヌ、ウチナンチュといった先住民族、フィリピンやベトナムなど安価な労働力として暮らす人々などが、差別の対象として 3 グループすべてからあがった。

一旦会場で各グループの結果を共有した後は、全体で「禁止することでレイシズムは乗り越えられるか」と「レイシズムを乗り越えるために、私たちの社会が必要とする変化」についてディスカッションを行なった。どうしても平和学会の会場ということで、ある程度の思想の方向性はあるため、ディスカッションの際にはファシリテーターは意図的に国家主義的なコメントや主張を述べる役割を担った。

具体的な行為の禁止によって、レイシズムにさよならすることができると思う参加者はほぼ皆無であったのと同時に、現在のようなヘイトスピーチが横行する社会においては、制度として法的な禁止自体は必要であるとの意見も出た。法的な措置だけでなく、「意識・行動・制度」のパッケージでの変化の必要性も提起された。一

方、意識や行動の変化と密接に関わる日本(人)の文化を変えてゆく必要性についても言及された。

ヘイトスピーチは、どこか脅かされている不安が社会である程度共有されており、その不安と重なっているように見える属性(民族や外国につながるのある集団)がメディアや公人によって提示された時にそれに乗っかるように燃え広がるという構図も提示された。

2 時間半というのは、ワークショップの尺としては決して短いわけではないが、学会の集会という性格上、一回で完結させざるを得ないことから、かなり参加者を急かしながらの実施となった。これは、2 時間半でも足りないくらいに、充実した機会であったということにもなるが、まとめの部分に該当する「私たちの社会が必要とする変化」を十分に議論することができなかったことは悔やまれる。時間とプログラムの兼ね合いは今後の課題の一つといえる。

今回のワークショップも、集会で実施する前にいくつかの中学、高校、大学で実際にやってみて、ある程度の修正をくわえた。その中で扱う対象をレイシズム全般から民族や国籍という属性に対するレイシズムへ、場を参加者が思い浮かべる「私たちの社会」から「日本社会」へと変更するなど、多少話し合う範囲を狭め、ある程度共通の土台でグループワークができるように修正はしたが、話しやすくした修正が必ずしも時間の短縮には結びついていない。時間は意識せざるを得ない一方、大会・集会の時間ありきで全てをきめてゆくことも本末転倒なので悩みどころではある。

このような取り組みを、横に広げてゆくことは、社会の動きを感じる＋考える＋話す＋行動する、Active Citizen を増やしてゆくためには有用であると考えている。今回の参加者の大半を占める教員が、今回の WS で得たものを持ち帰り、自ら実践していただくことが期待される。

今回の集会では、何人かの大学生の参加はあり、また、大学教員ではない方にも一定数参加いただいた。いかに様々な年齢層・社会層の人々にさらなる参加を促してゆけるかは、学会の集会・大会という制約はあるものの、引き続き課題ではある。

(暉峻僚三)

分科会報告

「軍縮・安全保障」分科会

発話者：水本和美（広島市立大学）、

発話者：広瀬訓（長崎大学）

発話者：茅原郁生（拓殖大学名誉教授）

司会：佐渡紀子（広島修道大学）

このたびの分科会は、テーマを「核なき世界」実現の今日的課題とし、トークセッションの形式で開催した。発話者、司会は『なぜ核はなくなるのかII』（法律文化社、2016年）の共著者が担当した。同書は、核兵器をめぐる諸問題を通じて国際平和のあり方を考えることをねらいとし、兵器の規制枠組み分析、国家の核政策分析、そして核兵器なき世界に向けた課題提起の3部構成をとっている。本セッションでは、登壇者が同書での分析に基づき、核兵器をめぐる現状分析を示したのちに、核なき世界の実現に向けた課題を提起した。セッションはその後、フロアとの対話へと展開した。

トークセッションでは、まず水本氏が同書のねらいや各章の概要を示したうえで、各章の分析から導き出される核なき世界に向けての今日的課題を提起した。具体的には、①軍事技術革新や国際構造の軍事化の流れを変える必要がある、②軍縮には人道的アプローチと戦略的アプローチが必要だが、規範意識を高めるには人道的アプローチが重要である、③NATO・ロシア関係、中国、中東、北朝鮮などの核兵器を巻き込んだ対立をどう解消するかが問われる、④核開発国・米国社会の核兵器観を健全に変える必要がある、⑤一定の条件がそろえば核武装国家の核放棄は可能だが、その条件を柔軟に探る必要がある、⑥核廃絶の道筋は、人道的アプローチによる核兵器非合法化と、核兵器国の提唱する段階的削減アプローチに二分されつつあるが、非合法化と削減の加速の両方を追及すべきである、⑦「被爆地外交」を日米同盟・核の傘強化の隠れ蓑にさせず、被爆地を人道的アプローチの原点とし、東アジアの紛争・摩擦を信頼醸成で解決する可能性を追求すべきである、の7項目であった。

同書で包括的核実験禁止条約（CTBT）を分析した広瀬氏は、核実験はどのような意味を持つのか、CTBTはどのような状況にあるのかを論じ、今後の課題を提示した。広瀬氏は、まず抑止論がよって立つ「核兵器が究極の兵器である」ことの検証はなされていないことを強調した。そして第二次世界大戦後は使われていない核兵器は、核実験によってその威力が示されてきたのであり、核不拡散条約（NPT）の無期限延長が議論された際、核拡散防止の枠組みを維持するためのアリバイとして、核実験の禁止とカットオフ条約が実現したと分析した。CTBTは未発効ながら核実験の探知のためのしくみは整っている。核兵器の質の向上にもつながる核実験を禁止することには意義があり、CTBTの枠組みを今後どのように活用するのかが重要な課題であるとした。

次に茅原氏は同書で示した中国の核政策分析を基に、中国の特性と今後に向けた課題を提起した。核なき世界の実現のためには、水平拡散を止める必要があるが、そのためには垂直拡散を止める必要がある。しかし、核保有国の中でも中国は特殊な国であるとした。中国は強権国家であり、そこでは民意と政権のかい離があり得る。革命体験の無い現在の指導者層は大国志向を大切に

おり、その裏付けとして強い軍事力を求めているとした。そのような国家の特性を踏まえたとき、核兵器についていえば、人道性アプローチでは中国は動かないと結論付けた。また茅原氏は、中国は弱者としての自己認識も持っていることを強調した。そのため、中国の安全保障政策においては通常兵器と核兵器の間には壁がないとの分析が示された。そして中国における規範・ルールの扱い方の特殊性を補足したうえで、中国のこのような特殊性を踏まえた対応の必要性に言及した。

発話者らはその他、米国と中国の相互不信の弊害から両国間の信頼醸成が必要である点や、核保有国と同盟関係にある国々が、コミットメントの象徴として核兵器（特に戦術核）による安全保障供与を求める可能性などにも言及した。

続くフロアとの対話は、核なき世界の実現に向けた課題を対話軸とした。そこでは多様な論点や提案が提起された。例えば、核の脅威に対する市民の意識を高める必要性が提起された。核抑止論から脱却するためには核兵器の脅威を共有する必要があるが、偶発核戦争への市民の意識が低いという認識に基づいた提案であった。社会科学の知見に、自然科学の知見を合わせて、核被害のシミュレーションに取り組む意義が強調された。これに対しては、非人道性会議の場を中心に、核実験による気候変動リスク分析など、様々なシミュレーションが提供されていることが共有された。あわせて、市民へのアウトリーチの重要性も共有された。

また、通常兵器と核兵器の連動性に、さらに注意を向けることの必要性も提案された。例えば劣化ウラン弾は放射性物質を用いる破壊力の大きな兵器だが、これは通常兵器として扱われる。また、核兵器への依存を減らすことは、通常兵器による抑止に移行することを意味することから、通常兵器を中心とした戦略バランスが重要な論点となる。

さらに、心理学的なアプローチの必要性も提起された。核抑止論や核被害に向き合う際に加え、核テロの可能性を生むテロリズムという課題に向き合うためにも、心理学的なアプローチは有効であるとの視点に立った提案であった。

そのほか、中国の特集性を踏まえたとき、国内へのアプローチは有効なのか、核に関する方針・政策の信頼性はあるのかなど、現状分析に関する質疑も行われた。

本トークセッションは最後に、登壇者がそれぞれ、市民社会の役割、通常兵器と核兵器を連動してとらえることの必要性、そして、国際社会において暴力に頼らない問題解決を目指すことの重要性を強調して、閉会した。

（佐渡紀子）

「難民・強制移動民研究」分科会

報告：佐竹眞明（名古屋学院大学）

「多文化家族への支援に向けて—フィリピン・日本結婚夫婦の事例に基づいて—」

討論：小川玲子（九州大学）

司会：小泉康一（大東文化大学）「アフリカ」分科会

日本では国際結婚の増加に伴い、日本人や外国人配偶者や子どもの数は100万人を超えているにもかかわらず、国際結婚家庭は独自の政策対象としてはとらえられていない。報告者は「多文化家族」を、1) 日本で暮らす日本人と外国籍者との婚姻家庭、2) 帰化者と日本人との婚姻家庭、3) 子どもをかかえる国際離婚家庭、と定義し、当事者の実情を反映した支援が必要であることを述べる。「多文化家族」という用語を用いる理由としては、1) 「ダブル」の子どもたちを含め新しい家族像を示唆することができること、2) 「多文化共生」の視点から家族を考える必要があること、3) 2008年に韓国で制定された「多文化家族支援法」の立法主旨に注目しての3点が挙げられる。

そして、2015年7月から現在までに、西日本と東海地区で、フィリピン女性17名と日本男性9名の夫婦に対するインタビューを行った。妻の年齢は29歳～53歳、夫の年齢は47歳から70歳で結婚年数は2～29年である。多文化家族が直面する問題として、1) 夫婦間の言葉の相違、2) 文化や価値観の相違、3) 日本人夫による暴力、4) 外国人配偶者の低所得、5) 出産、子育て、教育の5点があげられた。フィリピン女性のうち15名は何らかの形で日本語能力が不足（会話・読み書き2名、読み書き困難12名、全て困難1名）していると感じており、病院での診療や仕事や家庭での意思疎通に困難を抱えていた。そのうえで報告者は国際結婚においてはジェンダー差別に加えて民族的な差別や偏見があり、DVが発生する原因にもなっていることから、日本人配偶者による異文化理解を促進する必要があると述べる。例えば夫によるDVについては日本人夫婦でもDVは発生する。だが、国際結婚では女性に対する性的差別に加え、民族的な差別・偏見に基づく場合もある。さらに、日本人配偶者による異文化への理解や尊重を促す必要もある。

最後に、多文化共生の理念・施策に基づく公的支援は相応に提供されているが、日本には移民の権利全般を保障する法律は制定されていない。当事者の多さ、特有の問題を踏まえて、多文化家族への支援に向けて当事者の実情、声を反映させた政策、立法が検討されるべきであると結論づけた。

[討論]

討論者からは、以下の指摘が行われた。第1にインタビュー対象者のサンプリングの問題が挙げられる。インタビュー対象者は全員結婚が継続している人たちであるが、フィリピン人の生活保護受給世帯の7割はシングルマザーであることを考えると、もう少しサンプルにばらつきが必要ではないか。また、滞日歴が2年と30年では日本語能力にも差があり、抱えている課題も異なるのではないかと。集住都市と地方では社会的ネットワークや家族に依存する度合いなどによって抱えている課題が異なるのではないかと。さらに、調査は日比の国際結婚を対象としているが、日比のケースは他の国の出身者に対してどの程度汎用可能だと考えられるか。第2に、韓国の多文化家族支援プログラムは人権やマイノリティに配慮した盧武鉉政権時代に施行され、韓国語教育や家族向けのプログラムなどの包括的支援を行っており、公的領域

において結婚移住女性を可視化し、雇用を通じた社会参加を生み出したという点で評価される。一方、日本の場合には社会統合政策が不在のため韓国のような体系的で包括的な政策はないが、革新政権が誕生しない以上、既存のリソースで対応しているのが現状である。例えば、日本語教育や多言語ホットラインやDVのシェルターの運営や医療通訳などは、自治体の国際交流協会や大学やNGOsがいわば「つぎはぎ」で支援を行っている。しかし、これらの活動は体系化されていないため、支援から落ちてしまうケースもあると思われる。既存のリソースによる支援の「穴」や「弱点」はどこだと考えられるか。また、それを補うためには何が必要か。第3に家族の個人化や多様化が進行する中で、多文化家族支援の枠組みでは女性を「妻」や「母」としてしかとらえることができない。韓国の多文化家族支援政策も家父長主義的であるという批判があり、離婚したり子どもがいない場合には政策の対象になりにくい。しかし、実際には移住女性は結婚したり、離婚したり、労働者になったりしており、「多文化家族支援」という選別主義的な枠組みよりも、格差を解消するための普遍主義的な社会保障を強化し、包摂して行くという方法の方が福祉受給者としてのステイグマを生じさせず、現実的なのではないか。第4に結婚移住者は福祉政策の対象であるだけでなく、さまざまなセルフ・ヘルプグループを形成しているが、それらのエンパワーメントの方策についてアドバイスがあれば知りたい。

報告者からは、第1の点については人間関係の問題もあり、アクセスしやすいインフォーマントにアプローチしたきらいはある。シングルマザー家庭に関しては今後の課題としたい。多文化家族に関して現在共同で研究を行っており、共同研究者の中には中韓の国際結婚に関する研究者が含まれている。フィリピン人の配偶者特有の問題としては日本語の運用力に差があるため、中韓の出身者に比べて事務職につけないことがある。第2の点としては夫の意識改革をするようなアプローチが必要だと考えている。日本人の親戚たちを含めて異文化を尊重する態度を醸成する必要がある。第3の点については海外からの移住者、移民全体に対する人権保障という視点から考える枠組みも重要だと考えている。ただ、多文化・国際結婚家族における特有の問題も踏まえて、それらの家族に対する支援のあり方も考える必要がある。関連して、2014年、中国籍の永住者が生活保護を拒否された事件について、最高裁判所は「外国人は生活保護法の対象ではなく、受給権を持たない」との判決を下した。移住者の人権保障がいかに遅れているかを示す事例である、との指摘があった。

参加者から第1に韓国の多文化家族支援センターからは何が学べるか。第2に外国人家事人材の受け入れについてどう考えるかという2点について質問があった。第1の点については討論者から政府によるコミットメントがあることや結婚移住者をリーダーとして育てて雇用するという点で高く評価できるものの、家父長主義的であり、韓国語と韓国文化を教えて「韓国国民」にするという同化主義的な色彩が強いため、プログラムの見直しが必要であることが指摘された。第2の点については報告者か

ら家事を外注するのはジェンダー平等に反する上、長らくエンターティナーのイメージで見られてきたフィリピン人が今度はメイドさんとしてステレオタイプ化されて見られるようになることから反対であることが述べられた。

別の参加者からは多文化家族の定義について、国籍と文化が結びつけられている印象があるが、1つの国や地域の中にも多様な文化があるのではないかと。サンプルについてもアクセスが容易な人にばかりインタビューを行うのではなく、ランダム調査が必要なのではないかと。また、インターネットを利用して問題解決を図ることはできないか、という意見があげられた。報告者からは定義には帰化者も入れており、柔軟に考えている。調査については、雪だるま式に知り合いのフィリピン人夫婦を通じて、調査に応じていただける方を確保した。所属校の「ダブル」の学生を通じて、両親にインタビューしたり、

フィリピン人団体を訪問して、質問票の記入者を確保したりした。チャットによって、調査を補ったり、ネットを通じて相談に乗ることもあったことだった。

最後になぜ日本には移民政策がないのかについての議論となり、実際は外国人を入れているにもかかわらず、政府は移民政策の策定に消極的であり、自治体やNGOが対応している現状や、受け入れをしない方が無難であり、それが消極的に支持されているという意見が述べられた。報告者からは入管法で入国と出国は管理しているが、生活や定住の部分は地方自治体やNGOが担っていることが指摘され、それを放置しておいて良いのかという問題提起がなされた。

(小川玲子)

「公共性と平和」分科会

テーマ：「公共性と平和」の方途

報告1：中川洋一（立命館大学）

「脱原発後のドイツのエネルギー転換と公共性」

討論：細井優子（埼玉大学）

報告2：草野大希（埼玉大学）

「オバマ政権の介入政策における「例外主義」—リベラル介入主義の可能性と限界—」

討論：清水奈名子（宇都宮大学）

司会：横田匡紀（東京理科大学）

今回の分科会では二つの報告を行い、会場には総計16名が参加した。中川洋一氏による第1報告では、第3次メルケル政権を中心に脱原発後のドイツの「エネルギー転換」と公共性の関係を考察した。まず経済学を中心とした先行研究に触れ、政治学による接近の重要性を主張したうえで、グローバル、EU、国内各レベルの重層的ガバナンス、国内の政策決定ガバナンス（半主権国家、直接民主主義強化の動き）に言及し、公共性の位置づけを示した。次にエネルギー政策の歴史的概観を行い、311を経て、褐炭、石炭、原子力中心のエネルギーからの転換を図り、脱原発の決定を行い、再生可能エネルギーの比重が増加したことを指摘したあと、政党や世論のエネルギー観を考察し、前者は、エネルギー転換に賛同する一方で、方途などで相違がある点、後者は、転換に賛同する一方で実行可能性には悲観的で、安定供給重視など合理性志向を有する点を指摘した。事例分析ではまず高レベル放射性廃棄物最終処理問題を扱い、第3次メルケル政権では市民社会から広く選出された構成員による立地委員会を設置し、市民参加による地域会議で候補地案を披露することや不満がある場合に提訴可能とするなどとした最終報告書を公表したことなどを考察した。脱炭素社会の事例では、先進国の自負にも拘らず、設定目標を達成できないことへの危機感、COP21開催といった背景を受け、政策決定者として、ヘンドリクス環境相が呼び水となり、ガブリエル経済相、メルケル首相が迎合したことを指摘し、各政党内の反対派、電力会社、発電所の労組などの反対派を説得するプロセス、ガブリエル経済相の脱褐炭案を考察した。最後に、事例分析を受け、合意形成民主主義に合致するガバナンスの存在、社会全体の合意調達が行われ、公共性の視座が希求されたこと、市民の見解を政策決定に含む必要性、熟議民主主義により、市民社会による自律的な公共圏を生む可能性があることを指摘した。

第1報告に対し、細井優子氏より討論が行われた。最終処分地の事例での地域会議の構成員について、第3次メルケル政権で成功させていることについて、他の政権とどのように違うのか、市民の批判を吸収させる制度について、どのような制度を想定しているのかといった質問がなされた。

会場からの質問、コメントでは、前田幸男会員（創価大学）より、半主権国家(P.J.Katzenstein)について、市民との合議型も主権の形態であり、バリエーションの問題として捉えた方がいいのではないかと質問、本田宏会員（北海学園大学）より、背景として、戦略的環境アセスメント、市民参加推進のEU指令の存在、政権の継承という経路依存の問題、311により対応を余儀なくされた問題に加え、半主権国家の問題については、国民主権という意味ではなく、州と連邦、与党と野党の関係などで連邦政府の一存で全てを決められるわけではないこと、市民参加や熟議の問題については、政策決定ではエリートレベルの交渉になっている現状について補足説明がなされた。立教大学の安倍竜一郎会員（立教大学）より、核物質防護の問題について、市民との交渉で、情報公開は担保されているかとの質問がなされた。

第2報告は草野大希氏より、オバマ政権の介入政策における例外主義に関して、その言説を考察する研究報告がなされた。まず報告の趣旨として、グローバルな公共性の価値としてのリベラル介入主義を扱うことに言及した。またアメリカ例外主義の研究に関して、オバマ政権8年間を対象にした研究は多くないと指摘し、その意義を主張した。背景として、アラブの春を受け、オバマ大統領は介入の決断を迫られ、例外主義の言説を多用し、中東の人道危機への対応に一貫性を欠いたことを指摘した。次にオバマ大統領の「アメリカ例外主義」を、前ブッシュ政権と比較し、国際主義を追求する点では共通しているが、多角主義を重視している点（多角主義的例外

主義)で異なるとしている。事例検討では、まず対リビア軍事介入について、アラブの春を受け、ガタフィ政権による弾圧とそれに反対する国際社会の声上がり、2011年3月に市民保護の武力行使を授權する安保理決議が採択された。安保理が容認した事実上初の「保護する責任(R2P)」としての軍事介入となった。次の事例は11年3月以降アサド政権と反体制派の間での暴力が激化したシリアに対する「不」介入である。レッドライン(化学兵器使用)を越えたとして、オバマ大統領は13年8月に限定的な介入および議会に介入の是非を問うことを表明した。介入案は議会でも否決されると同時に、米ロ間で化学兵器廃棄に関する合意、OPCWによる廃棄プロセス開始により、介入は回避された。報告では最終的に不介入となるこの過程でもオバマ大統領は多角主義に基づくアメリカ例外主義を強調したと指摘した。最後に、総括として、イラク戦争の失敗を受けたオバマ大統領も例外主義を放棄しなかったこと、介入を忌避する国民を鼓舞し、他国にも応分の負担をさせる多角主義の例外主義を重視することで、介入・不介入のディレンマ解消を試みたこと、介入をめぐる「国際社会」の結末は強固ではなく、厳しい試練に直面していることに言及した。

第2報告に対し、清水奈々子会員より討論が行われた。まず例外主義を可能とする構造的要因、すなわち圧倒的軍事力、安保理常任理事国の立場、戦争経済を潤す公共

事業としての側面など理念だけでは語れないことを指摘した。次にブッシュ政権は911という本土攻撃を受けての介入であるため、オバマ政権との比較は慎重にするべきであることに言及した。第三に、リベラルな価値を標榜する一方で、イスラエルに軍事支援するなどの二重基準から目を背けていることなどを例にあげ、なぜアメリカは国益のための介入と言えないのかと指摘した。最後に、冷戦後に軍事介入は有効な手段ではないことが明らかになっており、自由主義的経済で生じる格差や収奪を介入で抑えることができるのか、自由や民主主義を実現できたか総括しているのか、二国間多国間外交やPKO活用の必要性などに言及した。

会場からは、新津厚子会員(東京大学大学院)より、宣教師国家とリベラル介入主義の関係、報告での介入主義の分類の典拠についての質問があった。また前田幸男会員より、アメリカ側の論理と外側の論理との間の相互理解の作業をどうするか、リベラルという考えについても、ウォーラーステインのいう西洋の普遍主義と普遍的普遍主義の区別などを踏まえ、相対化できるかどうか重要であるとのコメントがなされた。

(横田臣紀)

「戦争と空爆問題」分科会

報告：吉田哲也(弁護士)

「重慶大爆撃訴訟控訴審における事実認定と責任論をめぐって」

報告：大崎教司(平和研究者：紛争研究/和解学/戦争史)

「南京・重慶大爆撃の現代性～航空・軍事技術の急革新と敵国首都“威嚇爆撃”の100年史の中で」

司会：伊香俊哉(都留文科大学)

この分科会では重慶爆撃被害を今日においてどのように考えて行くのかという課題に関わる二つの報告を立て、討論した。

日中戦争期からアジア太平洋戦争期にかけて日本軍が中国の「奥地」に数百回に及んで行った爆撃をめぐっては、その「奥地爆撃」の代表的被害地である重慶を始めとして、成都・乐山・自贡・松潘の爆撃被害者が日本政府に賠償を求める裁判を提起している。2006年に提起された一審については昨2015年2月19日に判決が下され、原告敗訴となった。原告側はただちに控訴し、2016年11月には控訴審が開始する状況にある。

重慶爆撃訴訟原告弁護団の吉田氏の報告は、重慶爆撃訴訟の経緯を踏まえて、控訴審での課題を明瞭に指摘するものであった。昨2015年2月19日に下された一審判決の問題点は、①被害事実について、国際法(空戦法規案)違反であることの認定を回避したこと、②国際法上の個人賠償請求を否定したこと、③日本法上の賠償請求を否定したことにあつた。二審では、国際法が個人賠償請求の根拠となること、国家無答責の法理は法的根拠がなく、それを排斥した判例が存在すること、除斥期間についてはその適用が著しく正義・衡平の理念に反する

場合は20年という期間の適用は制限されること、日中共同声明は国家賠償を放棄したが、個人賠償を排斥する趣旨ではないことなどを明らかにして行くことが課題であると述べられた。

大崎氏の報告は、今日アレppoやモスルなどで行われている空爆(無差別爆撃)のルーツを辿るとともに、爆撃機の変遷を映像資料を駆使して紹介した。特に代表的な無差別爆撃であるB29による対日爆撃においては、全国民が兵士であるとの観点から、町工場や民家までが目標とされるにいたつたことが指摘された。

討論においては、日本以外の例えばドイツなどで爆撃についての賠償請求はどのようにになっているかが議論となり、イタリアやギリシャは爆撃被害について訴訟を起こしたこと、ドイツでは軍民間問わずに爆撃被害についても国内的な補償法があることなどが指摘された。また二審で重慶が無防都市であったことを強調することの意義について質疑があり、それが明確になることでより重大な国際法違反であったことを明確にできるとされた。(伊香俊哉)

「憲法と平和」分科会

報告：小松寛(早稲田大学)

「沖縄にとって日本国憲法とは何か——琉球共和社会憲法案という応答にも触れて」

討論：麻生多聞(鳴門教育大学)、マニユエル・ヤン(早稲田大学)

司会：君島東彦(立命館大学)

憲法研究者にとって、日本国憲法と沖縄の関係をどう考えるかは、重要なテーマである。今回の分科会では、「沖縄にとって日本国憲法とは何か」というテーマで早稲田大学の小松寛氏の報告を聞いた。

第二次世界大戦後、沖縄は米軍の直接統治下におかれ、1947年に施行された日本国憲法は適用されなかった。冷戦の頭在化により、米軍は強制的に基地建設を進め、沖縄は軍事要塞と化した。沖縄の民衆は平和憲法と称された日本国憲法による庇護を求め、復帰運動が興隆する。この社会動向を背景に日米両政府は沖縄返還交渉を進め、1972年、沖縄は日本に返還される。しかし、沖縄側が求めていた憲法の平和主義による在沖米軍基地の撤去は実現しなかった。1980年代、沖縄の論壇では日本復帰への反省に立脚した、沖縄独自の憲法案が提示される。その代表例が川満信一による「琉球共和社会憲法 C 私(試)案」である。「憲法」という体裁をとりながらも「共和国」ではなく「共和社会」という名称が示すように、国家そのものを否定し、国家の止揚を目指したところにその特徴がある。小松氏の報告は、以上のような戦後沖縄の経験を通して、沖縄にとっての日本国憲法を検証したうえ、復帰後に登場した沖縄独自の憲法案について考察し、その今日的意義を論じたものであった。小松氏の報告内容を要約すると、以下の通りである。

日本国憲法制定にあたり、戦争放棄を規定した第9条についてはGHQの意向が強く反映されたのは周知のことである。その意図は武力不保持による世界平和の実現という理想論だけではなく、政治的理由として天皇の戦争責任を回避し、東京裁判で天皇を不起訴とすることにあった。また、日本の戦力不保持を可能とした軍事的要因は沖縄にあった。マッカーサーは沖縄を「天然の国境」と定め要塞化することによって、軍事力を有しない日本を外部の侵略から防衛できると考えた。つまり、日本の非軍事化と沖縄の軍事要塞化は平和憲法誕生の時から表裏一体の関係にあった。

1950年代に入ると冷戦の激化を契機として、日本本土と沖縄、どちらにおいても米軍は基地拡大のために土地接収を進めた。日本本土では1952年、石川県内灘村における試験場設置反対闘争を皮切りに全国で反基地運動が展開される。また、1955年には立川飛行場拡張計画に対して反対運動が展開された。日常の生活から日本の平和へ射程を広げた運動は、基地拡張のための強行測量を中止に追い込み、最終的に立川飛行場拡張計画は頓挫した。他方、沖縄でも既存軍用地の補償と土地接収という形で基地問題が露わになる。激しい抵抗運動にあった米軍は当初計画した一括払いを撤回し、適正補償に応じた。しかし商業地区への経済的締め付けを行うことにより、沖縄社会の分断を図った。その結果、米軍当局による金銭的処遇と財産権・生活権への直接的侵害、このアメとムチにより憲法の庇護下になかった沖縄の基地闘争は瓦解した。このように拡張された米軍基地に移駐してきたのは、日本本土から撤退した海兵隊であった。その結果、日本本土と沖縄の米軍基地の比率は9:1から5:5となった。

1960年、復帰運動の中心母体となる沖縄県祖国復帰協議会が結成された。その活動方針では「日本国憲法、日本の民主的な諸法律の沖縄への適用を実現するために努力する」と定め、沖縄への憲法適用をその目標のひとつに組み入れた。1967年、琉球政府立法院は「沖縄の施政権返還に関する要請」を決議、平和主義による沖縄県民の解放という新しい視点を打ち出し、復帰運動の支柱として基本的人権を保障する必要性と平和主義に徹す

る重要性を沖縄の人々に実感させ、日本国憲法へ目を向けさせた。

1969年、日米共同声明によって沖縄返還が決定するが、沖縄側が求めた基地撤去は盛り込まれず、沖縄住民は落胆した。現実の復帰に対する失望が広がる中で、復帰そのものへの異議を唱える主張が登場した。そのひとつは今日「反復帰論」として知られており、川満信一はその中心人物の一人である。日本復帰を問い直すため、国家という存在そのものも検討対象とされた。それを川満は「日米安保強化の要石として、七二年復帰が既設のルールとして敷きつめられることになった。強大な米軍事支配との直接的な摩擦に幻惑されて、国家問題をその主題から欠落させてきた沖縄は、その虚妄点をつかれ、一体、国家とはなんだ、という切実な問いかけに直面するのである」と言い表した。

日本復帰から9年が経過した1981年、『新沖縄文学』第48号では特集「琉球共和国へのかけ橋」が組まれた。本号から編集長に就いた川満はここで「琉球共和社会憲法 C 私(試)案」を披露する。その前文には「われわれは非武装の抵抗を続け、そして、ひとしく国民的反省に立つて『戦争放棄』『非戦、非軍備』を冒頭に掲げた『日本国憲法』と、それを遵守する国民に連帯を求め、最後の期待をかけた。結果は無残な裏切りとなって返ってきた。日本国民の反省はあまりにも底浅く淡雪となって消えた。われわれはもうホトホトに愛想がつか」とあり、「好戦国日本よ、好戦的日本国民と権力者共よ、好むところの道を行くがよい。もはやわれわれは人類滅亡への無理心中の道行きをこれ以上共にはできない」と続く。ここには日本国憲法の平和主義への期待と離脱が明快に記されており、それゆえに沖縄は日本から離脱せざるを得ないと謳われている。

本憲法案の特徴のひとつが、平和の希求ゆえに国家を棄捨する展望であろう。この点で国家としての独立を目指す「琉球独立論」とは一線を画する。また、国家そのものを問い直すかゆえに、琉球の領域及びメンバーシップのあり方も根底から議論されている。この試みは日本国憲法の平和主義に依らない、沖縄独自の平和主義の確立と沖縄社会の創造を目指したものといえよう。小松氏の報告は、今日的文脈において、本憲法案が有する意義を改めて論じたものであった。

討論および質疑応答においては、沖縄と日本国憲法をめぐる諸問題について活発な議論がなされた。川満信一氏の憲法私案をどのように受け取るか、川満私案に出てくる「慈悲」という仏教用語について、憲法(constitution)をどのように捉えるか、アメリカの民衆はconstitutionをどのように捉えたか等々。

復帰後の沖縄において、日本国憲法9条が適用されたにもかかわらず、米軍基地は減少しなかった。「平和憲法への復帰」とは何だったのか。それは幻想だったのか。川満の憲法私案はそのような問題提起をしている。多くの憲法研究者は「平和憲法への復帰」を幻想とさせないための理論的実践的努力を続けている。その努力の成果が問われている。

(申鉉昨)

「植民地主義と平和」分科会

ラウンドテーブルディスカッション：平和学の脱植民地化に向けて

2017年度春季研究大会（於：北海道大学）の大会テーマ案「植民地主義と憲法を北海道／アイヌモシリで問い直す」に対し、本分科会からパッケージ企画を出すことも視野に入れ、脱植民地化に向けた平和学／研究の役割について参加者全員で討論した。

残念ながら秋季研究集会開催までに発行されなかったが、『平和研究 47号：脱植民地化のための平和学』の編集委員を務めた藤岡美恵子会員から、まず論点の整理、問題提起がなされた。

日本では脱植民地化の論理は、けっして平和学／研究の中心的なテーマではなかった。たとえば、北海道／アイヌモシリについて、平和学／研究は、アイヌ民族に対する差別や抑圧の問題に取り組んでも、その根底にある植民地支配と侵略の歴史の問題に取り組むものは少なかった。故・越田清和会員が「北海道はアイヌの土地であり、日本が植民地にしたという認識のないまま、北海道の平和について議論されている平和学会」と指摘したとおりである。約30年前の研究大会の記録である深瀬忠一・森泉・中村研一編『北海道で平和を考える』（北海道大学出版会、1988年）でも、植民地の問題は周辺化されていた。これは沖縄（琉球）でも同様であり、植民地が植民地であるという認識が欠如しているといえる。

そのうえで、新自由主義的グローバル化のもとに進む資源や土地の強奪、開発や援助をめぐる暴力については、

西川長夫が『〈新〉植民地主義論』（平凡社、2006年）で論じた「植民地なき植民地主義」（新植民地主義論）としてとらえていくことが有効だと指摘された。

ディスカッションでは、大きく2点が議論された。第一に、国民国家が植民地主義を再生産するという問題である。たとえば第三世界のリーダーとして反植民地主義・反帝国主義を訴えたスカルノだが、インドネシアに併合されたバプアの先住民族の視点に立ったとき、スカルノは植民地主義者となる。国民国家は、人びとのコモンズを国境線で阻むことであり、この先占の論理自体が植民地主義的である。

第二に、植民地主義のなにが問題なのかという問いが出された。「平和主義」という考え自体が危機に陥っている現在、植民地主義は自明の悪であるという共通認識も揺らいでいる。昨今のレイシズム、領土問題をみるに、19世紀と現在とどう異なるのか、なぜリバイブするのか、植民地主義に真正面から取り組むことは緊急の課題であると痛感させられた。（佐伯奈津子）

「環境・平和＋発展と平和」分科会（合同開催企画）

報告：山川俊和（下関市立大学）

「世界経済の自然環境的基盤をどうとらえるかーグローバル化と『自然資本』をめぐる論点を中心にー」

討論：和田喜彦（同志社大学）

司会：原田太津男（龍谷大学）

本部会では、山川俊和氏（下関市立大学）による報告「世界経済の自然環境的基盤をどうとらえるかーグローバル化と『自然資本』をめぐる論点を中心にー」をめぐる活発な議論が行われた。以下その主要な論点を紹介しておこう。

まず山川氏の報告は、1. (1) 浅い統合から深い統合へと「統合のモード」が変化し、貿易のガバナンスが変化し、(2) 金融が貿易を支配し、企業が国民国家を支配するという逆転が生じ、(3) EUやアメリカの事例とに見られるごとく中間層の憤りが政治的不安定要因とならないように再分配政策の強化が必要であり、(4) さらに「世界経済の政治的トリレンマ」（ロドリック）とならんで(5) 世界経済における持続可能性問題が深刻化しているところに、現代世界経済の特徴を見出す。その上で、2. エコロジーとの関係で、国際経済とは区別される形で世界経済あるいは地球経済を捉えるという課題を掲げて、(1) スティーガーに倣ってグローバリゼーションのエコロジー的次元を強調し、(2) プラネタリーバウンダリー、つまり人類が将来世代にわたって社会的、経済的な発展をするために「許容される」地球システム上の境界をとらえた概念を用いて、① 気候変動、② 海洋酸性化、③ 成層圏オゾン層の減少、④ 窒素およびリンの生物地球化学的循環の変化、⑤ 地球規模での淡水利用、⑥ 土地利用変化、⑦ 生物多様性、⑧ エアロゾルの負荷、⑨ 化学物質による汚染といった9つの領域のバウンダリーが保護されているかを検討する。その結果、いくつかの領域ですで

に地球の許容量を越えて危機が深刻化していると指摘した。3. 続いて、山川氏の考察は、こうした認識を妨げている方法論上の問題、つまり(1) 伝統的な国際経済学の枠組みへの批判に向かった。この枠組みでは、グローバル化の負の側面（国内外の格差）が軽視され、例外現象としての環境問題を位置付けるために十分に問題を捉えられない。そこで山川氏が提唱するのが、「地球経済（Earth economy）」という概念である。これによって自然環境、自然資源経済、を明示的な基盤に組み込んだ地球経済像が提示できる、と主張する。4. 山川氏は、宇沢弘文の「社会的共通資本」の解釈を踏まえ、さらに持続可能性をめぐる旧来の伝統的な経済学の認識とエコロジー経済学の種差を踏まえて、エコロジカル・フットプリントやエコロジカル不平等交換論に注目し、それらにより世界システム論的に転換していくべき方向性を主張し、自然生態系の非均等な利用の問題性を指摘したのだった。

次に、コメンテーターの和田喜彦氏から寄せられたコメントを要約しておこう。1. 世界観を変えないといけないことの指摘が重要。たとえばデイリーのいう「分析以前のヴィジョン（pre-analytic vision）を問わなければならない。2. TPPへの批判の主眼は、貿易というより投資家対国家紛争解決条項（ISDS）に置かれるべきなのでは？ 3. リカード「比較生産費仮説」の前提である「資本の国際間の移動がない場合」は、今日破綻している。H. デイリーとジョン・B・カブは「具体性を忘却

して抽象概念を適用(乱用)する誤謬」だと喝破している。4. エコロジカル・フットプリント、バイオキャパシティ(自然の供給能力)を積極的にとりあげたことは素晴らしい。そのさいW.リースらの原典に遡るべきだろう。5. 社会的共通資本への言及は評価できる。

「コモンズ研究会」の研究蓄積と研究動向にも注目すべきだろう。さらに以下の学会、運動体の研究業績や活動にも、よりいっそうの目配りをしてほしい。「国際エコロジー経済学会」、「エントロピー学会(室田武)」、「コモンズ学会」、「ジョン・B・カブのプロセス神学:エコロジー文明」など。そのほかにも、「日本環境会議」「環境経済・政策学会」「脱成長論(ラトーシュラ)」「社会連帯経済(ソウル宣言)」「世界社会フォーラム」なども注目を要する。8. 戦争は最大の環境破壊という指摘は重要。なぜなら環境経済学のテキストでは皆無であるから。国際環境会議の中ではアメリカが検閲し、戦争と環境に関わる記述は公表されないとされる。

フロアからは、以下のような質問やコメントがなされた。論点を整理すると、1. こうした大きな構想のもと「方業」ができるのはすばらしい、伝統的な貿易論や環境経済学を批判しつつ、環境を組み込んだ理論化を進めるべし、と方向性を指示する声が多かった。しかしながら一方で、質問としては「地球経済」の図表にまず質問が集中した。自然資源経済と地球経済・地球環境の関係がややわかりにくい印象を与えたせいで、図の中で使われた「→」の意味や地球経済ではなく世界経のほうがいいのでは、といった提言や質問が出た。補足のマトリックス(自然資本というストックからのフローの整理)についても、(1)外部経済が重要で、総余剰を最大化することに關心のある環境経済学と(2)ストックをフローに代

える際の技術の影響を重視する資源経済学では違いがあるという指摘がなされた。2. 自然資源や自然資本といった類似概念の整理がやはり一聴・一読しただけではやや紛らわしく、概念を整理できるのではとのコメントもなされた。3. 貿易の歴史との関わりでバイオキャパシティがどう変動したのか、そうしたなかでの経済成長をどう評価するかを位置付けるとなお良かった、とのコメントもなされた。

山川氏はリブライの中で、第一に、工藤・寺西のエコロジー経済学ならびに自然資源経済論を意識して、自分のオリジナリティを模索したと述べた。第二に、概念上は、地球経済の構想の中で、利潤を生む資本概念とは区別される自然環境の位置付けに腐心したこと、第三に、伝統的な貿易理論や環境経済学との差別化を図るべく、また社会構成上の異質性に配慮する世界経済論的なエッセンスを生かすべく、地球経済の概念的な提唱を行ったことを説明するなかで、山川氏は上記の質問やコメントに答えていったのだった。

司会者としては、大きな構えのもと、若い世代から環境を大きな柱に据えた新しい地球経済学の息吹を間近に感じ、大いに刺激を受けた。ただ、和田氏のコメントにもあったように、幅広いサーベイランスが行われていたにもかかわらず、水文学派(エントロピー学派)が漏れたのは残念だった。方法論的に伝統的議論への批判に軸心を置いたのも一つの理由だろう。次の機会には、世界経済論やエントロピー学派など、豊富な足下の資源を生かした理論的かつ歴史的な構想を聞かせてほしいと願っている。

(原田太津男)

「グローバルヒバクシャ」分科会

報告とワークショップ: ポーポキと一緒に考える太平洋島嶼国の「安全」・「安心」

報告&ファシリテーター: ロニー・アレキサンダー(神戸大学)

グローバルヒバクシャ分科会では神戸大学のロニー・アレキサンダー会員による「ポーポキと一緒に考える太平洋島嶼 国の『安全』・『安心』」についての報告とワークショップを開催した。

まずアレキサンダー会員は、30年ぶりに約半年間(2014年10月~2015年2月)にわたって、「ポーポキが載っているとても長い布」(ポーポキ友情物語)をもって訪れた太平洋の島々について報告した。まずパラオ共和国では、30年前には非核憲法のために尽力していた活動家が、現在は環境問題の活動家となっていること。行き過ぎた開発に感じ、それに対して言葉や文化が後退しているように感じたこと。かつての日本委任統治領として、日本に好意を持っている人もいるが、戦闘となった島出身だと嫌いだと感じている人がいることなどを話した。

マーシャル諸島共和国では、米核実験による被ばく者の女性が、東京電力福島第一原発事故による被災者に思いを寄せ「ヒロシマと私たちのことがあるのに、どうしてまた核のために人々はおうちを失うことになったの?」と、「No Place Like Home」とポーポキの長い布に書いてくれたことを紹介した。

さらにフィジーでは、30年前と比べて、核に対する意識は水面下では強いかもしれないが、表面上は語られにくくなっていると感じことなどを語った。

全体を通して、(新)植民地主義、近代化、経済開発、グローバル化による、経済だけでなく文化・環境の危機、環境問題への危機感が、現在の太平洋の安全・安心の問題として見えてきたことを話した。

次に「みんなで考えるワークショップ」を開催した。目を閉じて、安全・安心をあらゆるポーズつくり、一斉に目を開けるのであるが、一人ひとり違っていた。だれにとつてのどのような安全なのか、また安心なのか、考えさせられた。

また、2つのグループに分かれて、いのち・衣食住・行動力・健康・愛・希望・信頼・相理性・創造性・コミュニケーション・友情・富・社会正義・自然・多様性・法律・教育・武器・芸術というカードを「より安全」「より安心」をテーマに並べるが、いずれのグループも共通していたのは、安全・安心のなかで、富と武器があるか下の方にあることだった。「安全」「安心」の名の下に、富と武器を優先する価値観が政治的にも社会的にも学術的にも強まっている中、このワークショップでの結果を見て私は「安心」した。

(高橋博子)

「平和と芸術」分科会

報告者：湯浅正恵（広島市立大学）、笠井綾（宮崎国際大学）

「平和実践としてのソーシャリー・エンゲイジド・アート」日本平和学会 2015 春季大会アートパフォーマンス『黒い雨』を振り返って」

討論：佐藤壮広（明治大学）

司会：田中勝（京都造形芸術大学・文明哲学研究所）

本報告は、日本平和学会 2015 春季大会で上演されたアートパフォーマンス『黒い雨』の企画、制作過程、公演を振り返りながら、ソーシャリー・エンゲイジド・アート（SEA）として検討し、その平和実践として可能性を論じるものであった。

アートパフォーマンス『黒い雨』は、黒い雨未認定被爆者の方々と連帯し、裁判を支援する目的で企画された。ドイツ人写真家が撮影した原告のポートレートと証言をもとに、フランス人の振付家とコロンビア人の映像作家、そして日本人のダンサー、華道家、ミュージシャン、市民アーティストが、科学・法言説により否定される未認定被爆者の存在を、音と光、身体で表現した。

エルゲラ（2013）は、その著書『ソーシャリー・エンゲイジド・アート入門』において、SEA をハイブリッドで分野横断的であり、芸術と非芸術の中間にあるとし、ハーバマスが行為類型のひとつとした「コミュニケーション的行為」をその中核に据える。エルゲラにとってのコミュニケーション的行為とは目的論的・戦略的行為とは異なる「真の解放力（emancipatory power）」として政治や文化に長く影響を与えるコミュニケーションと理解をもたらす社会的行為であり、作品のみならず、その制作過程から制作後の記録にいたるまでを一連の行為として、コミュニケーション構築やコミュニティにおける対話や情報共有の重要性を論じる。報告では、さらにベイトソンの『精神の生態学』やパタイユの『ヒロシマの人びと』を引用しながら目的論的・戦略的行為の暴力性を指摘することで、平和実践としての SEA を論じた。

『黒い雨』は、報告者の社会学的問題関心と社会運動的志向から企画され、複数アーティストの共同表現でありながら、非芸術的要素も多分に持ち合わせる作品であった。それはコミュニケーション的行為を意図して企画されたが、アーティストと被爆者そして観客間の対話や協力は、SEA としては限定的で、今後も作品をめぐる継続したコミュニケーションが課題とされた。

一方、文化も言語も異なる初対面のアーティストの共同作業は、制作期間が短かったことで即興的、探索的となり、アーティスト個人の問題意識、思考、論点を開示させ、濃密な身体的コミュニケーションの場となった。それはアーティストの思考を深め、新たないくつかの洞察をもたらしたのみならず、近代のカタストロフィーとその狂気、そして希望というテーマを、企画意図を越えて現前させた。舞台は、幾人かの観客には理解困難なものとして否定的に評価されたが、他の観客にとっては思考を喚起し想像力を刺激するものとなり、言葉にならない被爆者の人生を生きられる経験として受け取るに至った観客もいた。アーティストの自由な身体表現は、ひ

とつの答えより疑問を、そして自由な解釈と理解を可能とし、表層的な知識にとどまらない観客個人の問題解釈、さらには新たな実践に導く契機になった可能性が指摘された。

報告ののち、分科会参加者に実際に非言語的、身体的探求を体験してもらうためのセッションを行った。まず名前に動きをつけた自己紹介を行い、その後ペアになって、交互に今の自分を動き、また相手の動きをミラーリングしてもらった。その後感想をペアで、そしてグループ全体でシェアリングした。ほんの数分ずつではあったが、参加者はそれぞれ、体を動かし、また相手の動きを受けとめることを味わった。「相手の動きを受けとめたことで、自分では思いつかないような動きをした。」「緊張したので目を閉じて動いた。」「自分が相手を動かしていたはずが、次第に相互的になり、最後には相手に動かされているような感じがした。」などのシェアリングがあった。時間が許せば、相互に動く、葛藤を動く、など、様々なバリエーションでさらに対話することができただろう。

討論者の佐藤壮広会員からは、相手の声にならない声（思い）を聴く態度や、その声が聴こえてくるまで「待つこと」が大切だという意見が出た。例えば臨床心理士養成のプログラムの中には「傾聴」の訓練が入っている。治療ではなく、相手の体験や記憶を何らかの形で引き受けてそれを表現するという目的であっても、この「傾聴」のスキルは基本的な関わりのひとつになると思われる。表現者が経るであろうこうしたプロセスも含めて、SEA を考えていく必要があるのではなかろうか。

その後、フロアからの質疑応答及び対話としての時間では、「社会問題という目的性のある表現の中で、いろんな解釈があつてよいのだろうか。」との質問に対して、報告者から「今回の未認定被爆者の問題に対しては『意見の表明』である。それは、決して押し付けない思考としてのアートであり、そこにうまれるコミュニケーションによって更なる思考が深まることにアートの重要性があるのではないだろうか。」と応答された。

最後に、平和実践としての可能性をひろげている SEA が、単なる「社会と関わるアート」という存在だけではなく、芸術表現における自由性や批判性、美しさ、そして他者との関係性など、芸術が果たす平和への役割について、今後も議論、研究を深めていくことが確認され、分科会を終了した。

(湯浅正恵、笠井綾、佐藤壮広、田中勝)

合同開催「平和運動」分科会、「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和」分科会

テーマ：東アジア共同体と沖縄の未来

報告 1：松島泰勝（龍谷大学）

「琉球独立論と中国・台湾」

報告 2：高野孟（東アジア共同体研究所理事）

「『中国脅威論』の虚と実—南シナ海情勢を中心として—」

討論：清水竹人（桜美林大学）

司会：木村朗（鹿児島大学）

沖縄における米軍基地反対運動が新たな段階に入った。高江ヘリパッド建設に反対する市民に対する大阪府の機動隊員による土人、シナ人発言は記憶に新しいであろう。そもそも「土人」という言葉はほとんど耳にすることがない、いわゆる死語だ。それが出てくるということは、その隊内で使われているか上官が発しているからだと思う。これは一隊員の個人的資質の問題ではなく、政権とそれを支える本土の民衆が抱く差別意識の表れといってよい。そうした沖縄に対する構造的暴力への対抗軸として生まれてきたのが、選択肢としての琉球独立論ではなかろうか。

高江ヘリパッドだけでなく、沖縄県民の民意を無視した形で進められる辺野古新基地建設。地域社会と生活、環境を守ろうとする住民と、それに呼応した国内外の人々の非暴力直接行動に対して襲いかかる国家権力という図式だが、民衆と権力の対立あるいは衝突は、民主主義や人権の確立プロセスにおいて、いつでもどこでも存在してきた。政権の強行（凶行か？）姿勢の背景にあるのは、本土を席卷する中国・北朝鮮脅威論である。その理論は正しいのか。そもそも裏付けのあるものなのだろうか。政権発表をただ単に垂れ流すだけのマス・メディアを検証する必要がある。

今回、平和運動分科会では、「東アジア共同体と沖縄の未来」をテーマに、龍谷大学の松島泰勝氏と東アジア共同体研究所理事の高野孟氏に報告してもらった。

まず松島泰勝氏の「琉球独立論と中国・台湾」だが、台湾と沖縄の自立プロセスを比較しながら、現在の台湾に見られる反動化の流れにも触れ、かなり幅広い視点からの琉球独立論が展開された。ここでは主に琉球（沖縄）に焦点を当てながら記しておくことにしよう。

明治期以後、琉球を中国あるいは日本から切り離す形で独立が論じられてきた。それは、台湾独立論と複雑な絡み合いを見せながら進行している。日清戦争からアジア太平洋戦争を経て、台湾は植民化と独立、そして現在の再皇民化（右傾化）といった様々な形をとりながら、その時々で米国、中国、日本との政治的関係に影響している。日中国交正常化と米中国交正常化は日本及び米国との断行、国際的孤立を招きながらも、これらの国々との経済的関係は維持され、李登輝政権は集团的自衛権行使や憲法改定による日本の自立はアジアの安定に寄与すると主張してきた。それを背景にした台湾国内の神社（約200あるという）再建なのであろう。

中国脅威論の背景にあるのは、日本の戦争責任、琉球や中国を侵略し植民地にしたことに対する無反省と無関心、琉球は日本のものという意識、南京関連資料が世界記憶遺産に登録されることに対し、中国脅威論を利用した琉球の軍事化、強化、その正当化が進められてきた。安倍政権は本島のみならず、島嶼防衛という形で宮古・八重山に基地を作り、そうした中国脅威の流れで基地に反対する者は誰であれ土人であり中国人という、論にも値しないヘイト・スピーチが、大阪府警の一機動隊員によるものではなく、政策の中から起きてくる。

中国は本当に脅威なのか。琉球と中国の関係は日本と中国とはまったく違い、600年にわたる朝貢冊封関係があり、たとえば中国から来た人たちが600年に渡って久米村に住む、いわゆる中国系琉球人という歴史を有してきた。琉球と中国には共通する文化もある。一方、日本

は琉球を歴史的に侵略してきたし、現在もそれを続けているのが事実だ。今この地域を支配しているのは、日本と密接な関係を有する米国である。中国が琉球の次に台湾に手を伸ばそうとしているなどというのは、はなはだ的を射ていない。そもそも尖閣諸島の帰属問題の棚上げを停止したのは日本ではなかったのか。

研究者は根拠のない脅威論に怯えるのではなく、中国の研究者と琉球について意見交換をすべきである。これまで中国の主要大学とシンポジウムをおこなってきたが、中国の研究者のほとんどが琉球を属国ではなく独立した国と見なしており、琉球が独立した折には主権を認めるというものであった。国際法上の認識からも、中国による琉球侵略などあり得ないということであろう。一方、台湾は琉球の日本復帰には、カイロ宣言、ポツダム宣言、サンフランシスコ講和条約第3条違反として、一貫して反対の姿勢をとっている。米国の戦略的信託統治領となったミクロネシアでは、国連の支援下で帰属を決定する住民投票がおこなわれたが、琉球はそうならなかった。そのために、今なお占領が続いているといえる。

1960年の国連総会の独立付与決議にもかかわらず、琉球ではそれが果たされていない。琉球が日本から独立するとしたら、それは《独立》ではなく《復国》という形をとるであろうし、王制ではなく新たな共和制を求める人が、独立運動をする人の中に多いようである。沖縄返還協定が現在の沖縄県の政治的地位を決めた国際法であるが、復帰前に存在していた琉球政府はこの交渉過程に主体的な参加ができず、琉球人による住民投票もおこなわれなかった。米中関係、中国と太平洋諸島の関係など、多角的かつ客観的に中国脅威論を検討しなければならない。東アジアの中で琉球独立を構想することの重要性、非武装中立を掲げる琉球国の誕生は東アジア共同体の形成を促す結節点になる。

ウチナンチュは（まだ独立していないので）日本人であるが、それを土人呼ばわりする公務員がいるような国からは早く独立した方が良く、そう考える沖縄人が増えているように思われる。「土人」は沖縄の民意を顧みない安倍政権の体質が現れた言葉であり、個人の処分では解決しない構造的・歴史的な差別である。土人が住んでいる琉球なら基地を押しつけてもかまわない、それが沖縄で進行中の軍事化、戦争準備を支えている。

次に、これら一連の行為を正当化するために持ち出される本土側の脅威論を検証するため、高野孟氏が「『中国脅威論』の虚と実—南シナ海情勢を中心として—」と題する報告をおこなった。メディアは中国や北朝鮮をどのように報じているのか、情報を正しく発信しているのか、二つ事例から考えてみる。

まずは10月22日付『日経新聞』に掲載された連載記事「習近平の支配」から。「8月上旬、200隻を越す中国漁船が沖縄県・尖閣諸島近海に押し寄せた」、これは事実であるが、続けて「船には軍が指揮する海上民兵がいた。一部は中国公船と日本の領海に侵入した」と書かれ、さらに「漁船には軍事につながる仕掛けがある。人工衛星測位システムの端末だ。衛星からの位置情報はミサイル誘導など現代戦を左右する。すでに4万隻の漁船に装備された」ある。

あたかも中国軍が指揮する漁民に偽装した兵士の乗る船が大挙してわが国の領海を侵犯したような書きっぷり

である。ところで海上民兵とは何か。中国では有事に際してはみな民兵になるが、ふだんは漁業を生業とする漁民に過ぎない。彼らは、たくさん魚が捕れる漁場だからやってきた、ただそれだけのことである。自国の漁船が互いの領海に侵入して操業しないよう、日中間の取り決めに従い、公船は指導に当たっていた。むしろ約束の履行をしていたという方が正しい。ミサイル誘導に関わる人工衛星測位システム...、なにやらおどろおどろしい表現だが、要するに GPS のことである。安全な漁業のために、中国政府が GPS 装備を義務づけただけである。当然ことであろう。

もうひとつは、南沙（スプラトリー）諸島をめぐる米国の「航行の自由作戦」について。作戦が発動された10月26日、一部の新聞紙上には「米中開戦前夜」や「米中"洋上決戦"Xデー」なる見出しが踊り、当該海域に派遣された（ただ一隻の）イージス駆逐艦ラッセンが突撃していくかのような印象を与える。だが、米国は事前通告し、ラッセンは無用なトラブルを引き起こさないよう、海域前で随伴偵察機を帰投させ、火器管制レーダーをオフにし、搭載ヘリを格納し、それこそ“肅々と”航行した。米国は公海であるとの認識だが、沿岸国の平和・秩序・安全を害さないことを条件に領海内を航行する無害通航権の行使という手順をあえて踏んだ。

その3日後、米海軍作戦部長と中国海軍司令官がTV会談をおこなった。現場の軍トップ同士が直接コンタクトするホットライン開設のテストランであろう。両国の国防相は北京で会談もおこなっている。南シナ海の“緊張”をよそに、11月7日には中国艦隊がフロリダを親善訪問し、米中合同でチャンネル合わせなどの通信訓練を

おこなった。16日には米イージス駆逐艦ステザムが上海を親善訪問し、ここでも合同で通信訓練をおこなっている。その後で親善バスケットボール試合もおこなわれている。つまり、米中は両国が遭遇したときに偶発的な戦闘に陥らないための危機回避システムを構築しつつあるということだ。それを目的とした通信訓練なのである。いったいどこが「開戦前夜」なのか。しかし、ラッセンの行動の前後や作戦を取り巻く情勢については報道されていない。

米中が対立しているというのは、ほんの表層部分に過ぎず、水面下ではかような動きを見せている。だからといって、米中は仲が良いのかといえば、そういうわけでもない。国と国の関係はいくつものレイヤーが重なり合っているのだ。マス・メディアがそういう視点を持っていないことを認識しておかなければならない。また、米中が連絡回路を築こうとしている中、日中間にはそうした動きが見られない。中国を敵視する政策が自らの行動を制限し、それによってがんじがらめになっているように思われる。

国家による教育への介入が、知ろうとしない、考えない国民を生み出してきた。政権に対して批判的な新聞をつぶせ、放送局は電波を止めるぞという脅しは、統制物資である紙を特定の新聞社には供給ストップした大本営のやり方を彷彿とさせる。私たち市民が権力監視をつづけ、自ら行動しないかぎり、同じことがまたくり返されるであろう。そうならないための平和運動分科会を今後も続けたい。

(清水竹人)

地区研究会報告

北海道・東北地区研究会報告

地区研究会共催行事

地区研究会の重点テーマ「植民地主義を北海道／アイヌモシリで考える」に関連して、下記の講演会を共催いたしました。

◆先住民にサケを獲る権利はあるか？

チャールズ・ウィルキンソン講演会「基本的かつ普遍的に認められる先住民の主権について～アメリカにおける先住民の主権とサケ捕獲権～」

とき：2016年7月30日（土）13:30～16:00

ところ：札幌市教育文化会館（札幌市中央区大通西13丁目）

共催：北大開示文書研究会、コタンの会、日本平和学会
北海道・東北地区研究会

後援：在札幌米国総領事館

併催：「85年ぶりの帰還 12人の遺骨が杵臼コタンへ」（コタンの会製作、15分）上映

講演会の趣旨：先住民の「権限」とは、いったいどんな規模のものでしょうか？ 伝統文化を伝えるだけ？ サケなど地元の自然資源を自由に利用する権利は含まれる？ アメリカ合衆国では、各地のインディアン・トライブがそれぞれ独自の憲法を持ち、裁判所を持ち、警察

権を持ち、というように、地方自治体である「州」と同等の権限を有する、とはっきり認識されています。では、日本の先住民アイヌの場合は.....？ インディアン・トライブの先住権回復をライフワークとされてきた C. ウィルキンソン教授をお招きして、あるべき姿を学びます。

講演者の紹介：Charles Wilkinson. 1963年、デニソン大学卒業。スタンフォード大学ロースクール卒業。アリゾナ州フェニックス、カリフォルニア州サンフランシスコでの法律事務所勤務の後、「ネイティブ・アメリカン・ライツ・ファンド（アメリカ原住民権利基金）」専属弁護士、オレゴン大学ロースクール、ミシガン大学ロースクール、ミネソタ大学ロースクールを経て現職。専門はアメリカ西部の歴史と社会、インディアン法、公有地法、水法など。

講演録へのリンク：

<http://hmjk.world.cocan.jp/wilkinson/wilkinson.html>

関東地区研究会報告

2016年度第1回研究会「軍学共同と学問の自由」
 日時：11月5日（土）14時30分～17時30分
 場所：明治学院大学白金キャンパス2号館2302教室
 参加者：25名
 報告：島藺 進（上智大学神学部教授）
 「軍学共同と学問の自由—戦後の経験から」
 討論：高橋博子（明治学院大学国際平和研究所）
 藍原寛子（ジャーナリスト）
 司会：平井 朗（立教大学）
 後援：明治学院大学国際平和研究所（PRIME）

2016年4月、日本学術会議総会において大西隆会長が「大学などの研究者が、自衛の目的にかなう基礎的な研究開発することは許容されるべきだ」とする考えを示して以来、同会議では異論反論相次ぎ、現在も議論が続けられている。一方で、2015年度より防衛省による「安全保障技術研究推進制度（競争的資金制度）」が開始され、多くの大学、研究機関の研究者が応募し、「デ

ュアルユース」の名の下、軍事目的研究が公然と行われる状況が現出している。この状況下、平和学研究者として如何に「知識の悪用に対する批判」（日本平和学会設立趣意書）を実現していくべきかを考えるべく、研究会を開催した。

島藺氏からは、広島原爆の米軍による調査に、日本の科学者（とくに731部隊関係者をはじめとする医学者）が多数協力したことに始まり、その後の放射線健康影響研究が軍事科学と密接な関係を持ち続けた国際的軍学共同体制についての詳細な報告が行われた。高橋会員、藍原会員からは、その内容を補足する討論と共に、人文社会学系における軍学共同の論点も出され、参加者も含めての積極的な議論が展開された。今後も引き続き軍学共同・研究の軍事化についての議論・発信を続ける一方、春季研究大会での3.11プロジェクト委員会企画の部会の延長線となる研究会を、南相馬市にて来年には開催するよう準備を進めている。

関西地区研究会報告

日時：2016年7月30日（土）午後2時～
 場所：大阪大学豊中キャンパス国際公共政策研究科棟講義シアター
 報告：

- ① 廣瀬ケーナ（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科一貫制博士課程3回生）
 「現代ベトナムにおける『市民社会』の萌芽—土地接収を巡る言論活動とその路上での顕在化における農民と『市民』の連帯」

- ② 土佐弘之（神戸大学大学院国際協力研究科）
 「過剰な安全保障国家化という問題：非支配を目指す政治へ」

九州地区研究会報告

本年度で第28回となる九州地区平和研究会は、2016年10月30日（日）に鹿児島大学において開催された。共通テーマは、「東アジアの平和と繁栄を目指して」であり、第一部（午前）と第二部（午後）の二部構成で下記のようなかたちで熱のこもった報告と質疑・討論が行われた。

◆午前の部 9:30～12:30 1号館101号教室
 第1報告 江山（鹿児島大学大学院修士課程）
 「重慶爆撃に関する日本軍爆撃思想の変遷」
 第2報告 金哲（中国・安徽三聯学院）
 「命運共同体と中国」
 第3報告 藤村一郎（日本学術振興会特別研究員[東京大学]）
 「アジア連帯論と琉球/沖縄の視座（仮）」
 第4報告 新垣毅（琉球新報社）
 「東アジア共同体と沖縄基地問題」
 討論者：木永勝也（長崎総合科学大学）
 司会：石川捷治（九州大学名誉教授）

◆午後の部 <講演> 14:00～16:30 稲盛会館
 第1講演 鳩山友紀夫（元内閣総理大臣、東アジア共同体研究所）
 「東アジア共同体と琉球・沖縄」

第2講演 白井聡（京都精華大学）
 「永続敗戦レジームを乗り越える：キーとしての琉球・沖縄」
 司会&総括・挨拶：木村朗（鹿児島大学）

特に、午後の第二部での講演は一般市民にも公開して行われたが、鳩山友紀夫氏の「武力で真の平和は得られない。隣国と仲良くすることが本当の外交であり、対話と協調路線を求める真剣に迫る姿が求められる」、白井 聡氏の「沖縄は永続敗戦レジームに挑む先進地域だ。日本人のいまの悲惨さはなりたくない自分がないこと。それが欠けているからねたんで、自己決定を目指す沖縄にヘイト発言が出る」との発言が注目される。

今回の研究会では、沖縄の新垣毅氏も交えて、沖縄の置かれてきた過酷な歴史と現状をともに考察し、東アジア共同体の構築するうえで沖縄の果しえる役割を掘り下げて考えるいい機会となったという意味で大変意義のあるものになったと思う。

日本平和学会第22期役員一覧

(2016年1月1日～2017年12月31日)

【執行部】

会 長 : 君島東彦
 副会長 : 竹中千春 黒田俊郎
 企画委員長 : 清水奈名子
 編集委員長 : 小林誠
 広報委員長 : 米川正子
 国際交流委員長 : 松野明久
 学会賞選考委員長 : 石田淳
 平和教育プロジェクト委員長 : 暉峻僚三
 「3・11」プロジェクト委員長 : 蓮井誠一郎
 事務局長 : 奥本京子

【理事】 ※50音順。*は地区代表者。

北海道・東北 *小田博志 片野淳彦 鳴原敦子

関 東 阿部浩己 石田淳 *内海愛子 遠藤誠治 勝俣誠 川崎哲 小林誠 篠田英朗 清水奈名子
 高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 暉峻僚三 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗 堀芳枝
 古沢希代子 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹 米川正子
 中部・北陸 黒田俊郎 *佐伯奈津子 佐々木寛 高橋博子
 関 西 ロニー・アレキサンダー 内田みどり 奥本京子 *木戸衛一 君島東彦 土佐弘之
 原田太津男 松野明久 峯陽一 山根和代
 中国・四国 *石井一也 佐渡紀子
 九 州 近江美保 *木村朗
 沖 縄 *里井洋一 若林千代

【監 事】 石川捷治 大津留(北川) 智恵子

【委員会】 *は委員長

企画委員会 麻生多聞 上村雄彦 小川玲子 小林誠 芝崎厚士 *清水奈名子 杉木明子 浪岡新太郎
 二村まどか 松元雅和 峯陽一 毛利聡子
 編集委員会 白杵陽 *小林誠 鈴木則夫 戸田清 柳原伸洋 湯浅正恵 渡辺守雄
 広報委員会 秋山肇 阿部浩己 石井正子 荻村哲朗 木村朗 クロス京子 鈴木真奈美 勅使川原香世子
 *米川正子
 国際交流委員会 清未愛砂 佐々木寛 長谷部貴俊 古沢希代子 *松野明久 若林千代
 学会賞選考委員会 *石田淳 吉川元 島袋純 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹
 平和教育プロジェクト委員会 ロニー・アレキサンダー 奥本京子 杉田明宏 鈴木晶 高部優子 竹中千春
 *暉峻僚三 福島在行 堀芳枝 松井ケティ 山根和代
 「3・11」プロジェクト委員会 藍原寛子 鳴原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 徳永恵美香 *蓮井誠一郎
 平井朗

【事務局】 *奥本京子

日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧

(2016年4月9日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③アジアと平和	責任者：日下部尚徳、堀芳枝
④植民地主義と平和	責任者：佐伯奈津子、藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：黒崎輝
⑥アフリカ	責任者：篠原收
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：秋林こずえ
⑩平和文化	責任者：鈴木則夫、渡辺守雄
⑪発展と平和	責任者：原田太津男
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：片野淳彦
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：田中勝
⑯公共性と平和	責任者：横田匡紀
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人・木村朗
⑲戦争と空爆問題	責任者：伊香俊哉
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 清水竹人
同 副世話人 原田太津男

* 連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 22 No. 3 (2017年1月15日発行)

発行所：日本平和学会第22期事務局

〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-54
大阪女学院大学 国際・英語学部 奥本京子
e-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会
委員長：米川正子 編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子